
第3次大玉村障がい者基本計画
第6期大玉村障がい福祉計画
第2期大玉村障がい児福祉計画



安心して、いきいきと暮らしていくために



令和3年3月

大 玉 村



はじめに

本村では平成11年度に「大玉村障がい者基本計画」を策定して以来、国の障がい福祉施策の動向を踏まえながら村の計画を見直してまいりました。

近年の国の動向をみると、平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、地域共生社会の実現のための規定の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、発達障がい者支援の一層の充実が示されており、平成30年3月に策定された「第4次障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）」においては、各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重」、「アクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障がいのある方の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等を掲げています。

これを受け本村では、住み慣れた地域で安心して、自分らしくいきいきと自立した生活を送れるよう、一人ひとりの障がい等の状況にあわせた、きめ細かな障がい福祉サービスの提供を行い、日常生活の総合的な支援に努めるため、「第3次大玉村障がい者基本計画」、「第6期大玉村障がい福祉計画」、「第2期大玉村障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、地域全体がいたわりあい、障がいの有無に関わらず、等しく人権と個性を尊重し合いながら、共に生活することができるむらづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご協力をいただきましたあだち地方地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

大玉村長 押山利一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画策定のポイント	6
第3節 計画の位置付けと期間	11
第4節 SDGsの視点による障がい者施策の推進	14
第5節 計画の対象者	15
第6節 障がい者施策と介護保険制度との関係	15
第2章 障がい者を取り巻く現状	16
第1節 人口の推移	16
第2節 障害者手帳所持者等の推移	18
第3節 アンケート調査からみられる現状等	28
第3章 障がい者計画の基本的方向	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本目標	36
第3節 施策の体系	39
第4章 障がい者施策の展開	40
第1節 交流と啓発による相互理解の促進	40
第2節 一人ひとりの状況に応じた教育の推進	46
第3節 自立を支援する雇用の確保	51
第4節 豊かで安心のある生活支援の基盤づくり	55
第5節 快適で人にやさしい環境づくり	62
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	66
第1節 基本目標	66
第2節 成果目標	67
第6章 サービス量の見込みと提供体制の確保策	75
第1節 サービス量の見込みの全体像	75
第2節 障がい福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策	76
第3節 地域生活支援事業	91
第4節 障がい児福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策	99
第7章 円滑な推進に向けた方策	108
第1節 障がい者（児）計画の推進に向けて	108
第2節 障がい者（児）福祉計画の連携について	109
資料編	110

※「障がい」の表記について

障害の「害」という漢字の表記について、「障がい」、「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、この計画においても、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」、「障がい者」という表記を用います。

※「障がい者」、「障がいのある方」等の表記について

(1) 原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」、「障がいのある児童」と表記します。

(2) 名称等で「障がいのある方」等と表記することが適当でない場合は、「障がい者(児)」と表記します。

〈例〉障がい者施策等

(3) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。

〈例〉障害者虐待防止法、全国障害者スポーツ大会等

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法[※]、平成25年法律第65号）」が施行され、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法、平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行等、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

さらに、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法[※]及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者への介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、地域共生社会の実現のための規定の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、発達障がい者支援の一層の充実が示されています。

- ※ 障害者差別解消法： 障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある方もない方も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。
- ※ 障害者総合支援法： 障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

平成 30 年 3 月に策定された「第 4 次障害者基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」においては、各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重」、「アクセシビリティ※の向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障がいのある方の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等を掲げています。

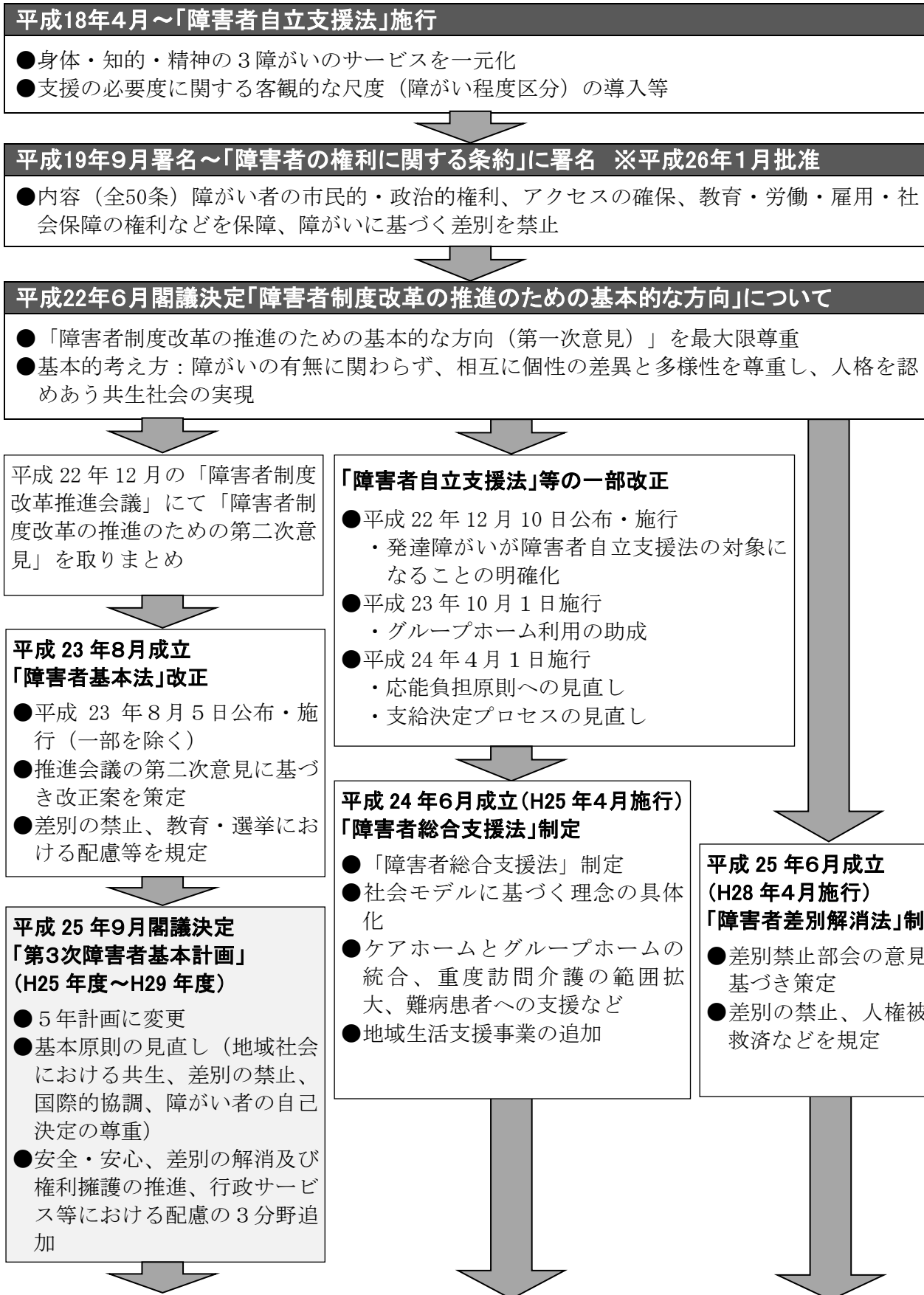
本村では、平成 30 年 3 月に「第 2 次大玉村障がい者基本計画」の見直しを行い、「第 5 期大玉村障がい福祉計画」及び「第 1 期大玉村障がい児福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション※」、「リハビリテーション」を理念に掲げ様々な取り組みを進めてきました。

このたび、現行計画が終了し、計画見直しの時期を迎えたことから、これまでの成果や課題の分析・評価を行った上で、「第 3 次大玉村障がい者基本計画」と「第 6 期大玉村障がい福祉計画」及び「第 2 期大玉村障がい児福祉計画」を策定します。本計画は、これまでの理念を継承しながら、障がいの有無に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加、参画し、社会の一員として責任を分かち合う、共生社会の実現を目指し、3 計画を一体的に策定するものとします。

※ アクセシビリティ： 製品や建物、サービスなどの利用しやすさを意味する。

※ ノーマライゼーション： 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

国の障がい者制度改革の動向



国の障がい者制度改革の動向(続き)

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(H26年2月19日発効)

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病(難病等)が拡大

- 平成29年4月(第3次)
332疾病→358疾病へ拡大

「障害者雇用促進法」の一部改正

- 平成28年4月施行
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
- 平成30年4月施行
法定雇用率の算定基礎の見直し

平成28年5月成立

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 公布日(H28年6月3日)施行
医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
- H30年4月全面施行

平成30年策定

「第5期障害福祉計画」
(H30年度～R2年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・就労定着に向けた支援
 - ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・地域共生社会の実現に向けた取り組み
 - ・発達障がい者支援の一層の充実

平成25年6月成立
(H28年4月施行)
「障害者差別解消法」制定

- 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
- 国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

平成28年5月成立
(H28年8月施行)

「発達障害者支援法」改正

- 発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める
- 障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 生活全般にわたる支援の促進
- 担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備

平成30年3月策定
「第4次障害者基本計画」
(H30年度～R4年度)

- 各分野に共通する横断的な視点
 - (1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保
 - (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
 - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
 - (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
 - (6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取り組みの推進

国の障がい者制度改革の動向(続き)

令和3年策定(予定)

「第6期障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」 (R3年度～R5年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 相談支援体制の充実・強化等（新規）
 - ・ 障がい福祉人材の確保
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - ・ 発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ 障がい者の社会参加を支える取り組み
 - ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
 - ・ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・ 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

平成31年3月閣議決定

(一部を除きR2年4月施行)

「障害者雇用促進法」の一部改正

- 障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等
- 民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度を創設（R2年4月施行）

第2節 計画策定のポイント

●第4次障害者基本計画について

国の第4次障害者基本計画の基本的な考え方は次のとおりです。

障害者基本計画(第4次)の策定に当たっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画(第4次)の位置づけ

位置づけ:障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間:平成30年度から令和4年度までの5年間

2. 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①:障害者権利条約の批准

分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要

背景②:障害者差別解消法の施行

差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要

背景③:2020東京パラリンピックの開催決定

先進的な取り組みを世界に示せるよう、世界の範となる障がい者施策の実現が必要

課題①:アクセシビリティの向上

- 社会的障壁の除去のため、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要
- 社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力に取り組みを推進

課題②:性別、年齢による複合的困難への配慮

- 障がいのある女性や障がいのある子供は複合的困難な状況に置かれる場合がある
- 複合的困難に直面する障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定・実施

課題③:統計・PDCAサイクルの充実

- Evidence Based Policy^{*}の観点から障がい当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
- PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障がい者施策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取り組みの推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がい者と障がいのない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

* Evidence Based Policy：政策の計画、実施、評価が客観的な根拠に結びついて行われることを意味する。

各分野における障がい者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (5) 障がい福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等
- (7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障がい者雇用の促進
- (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障がいのある学生への支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

●第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて(R2.5月告示)

「基本指針」は障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、令和3～令和5年度の3年間の計画を策定するにあたって参照すべき基準とされています。

基本指針見直しの主なポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進	●入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する。
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	●精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。 ●アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。
③ 相談支援体制の充実・強化等	●相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。
④ 障がい福祉人材の確保	●研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組む。
⑤ 福祉施設から一般就労への移行等	●就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。 ●就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加する。定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容に合わせて設定する。 ●このほか、以下の取り組みを進めることが望ましいことを基本指針に記載する。 ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援 ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 ③高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築
⑥ 発達障がい者等支援の一層の充実	●発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する。また、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

<p>⑦障がい者の社会参加を支える取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。 ●視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。
<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
<p>⑨障害児通所支援等の地域支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。 ●障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。 ●保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。 ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。 ●特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズ及び、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。 ・重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化に対応するため、協議会等を活用して役割等を検討する必要がある。
<p>⑩障がい福祉サービス等の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

障がい福祉サービス等に係る成果目標

①福祉施設から地域生活への移行	【地域生活移行者の増加】 ・令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
	【施設入所者数の削減】 ・令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】（都道府県） ・平均316日以上（新）
	【精神病床における1年以上長期入院患者数】（都道府県） ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定
	【精神病床における退院率】（都道府県） ・入院後3カ月時点の退院率を69%以上、6カ月時点86%以上、1年時点92%以上
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行	【一般就労移行者の増加】 ・令和元年度実績の1.27倍以上　うち就労移行支援1.30倍以上、就労A型1.26倍以上、就労B型1.23倍以上（新）
	【職場定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用（新） ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に（新）
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】（都道府県） ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保（新）
	【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域確保も可）
	【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する（圏域確保も可）（一部新）
⑥相談支援体制の充実・強化【新項目】	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
⑦障がい福祉サービス等の質の向上【新項目】	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

第3節 計画の位置付けと期間

障害者計画※（第3次大玉村障がい者基本計画）は、障害者基本法※第11条に基づく「市町村障害者計画」として、令和3～12年度における、本村の障がい者施策の基本方針を総合的、体系的に定めるものです。

障害福祉計画（大玉村障がい福祉計画）は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」で、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の見込量及び数値目標を設定します。3年ごとに見直しを行うこととなっており、第6期計画期間は令和3～5年度です。

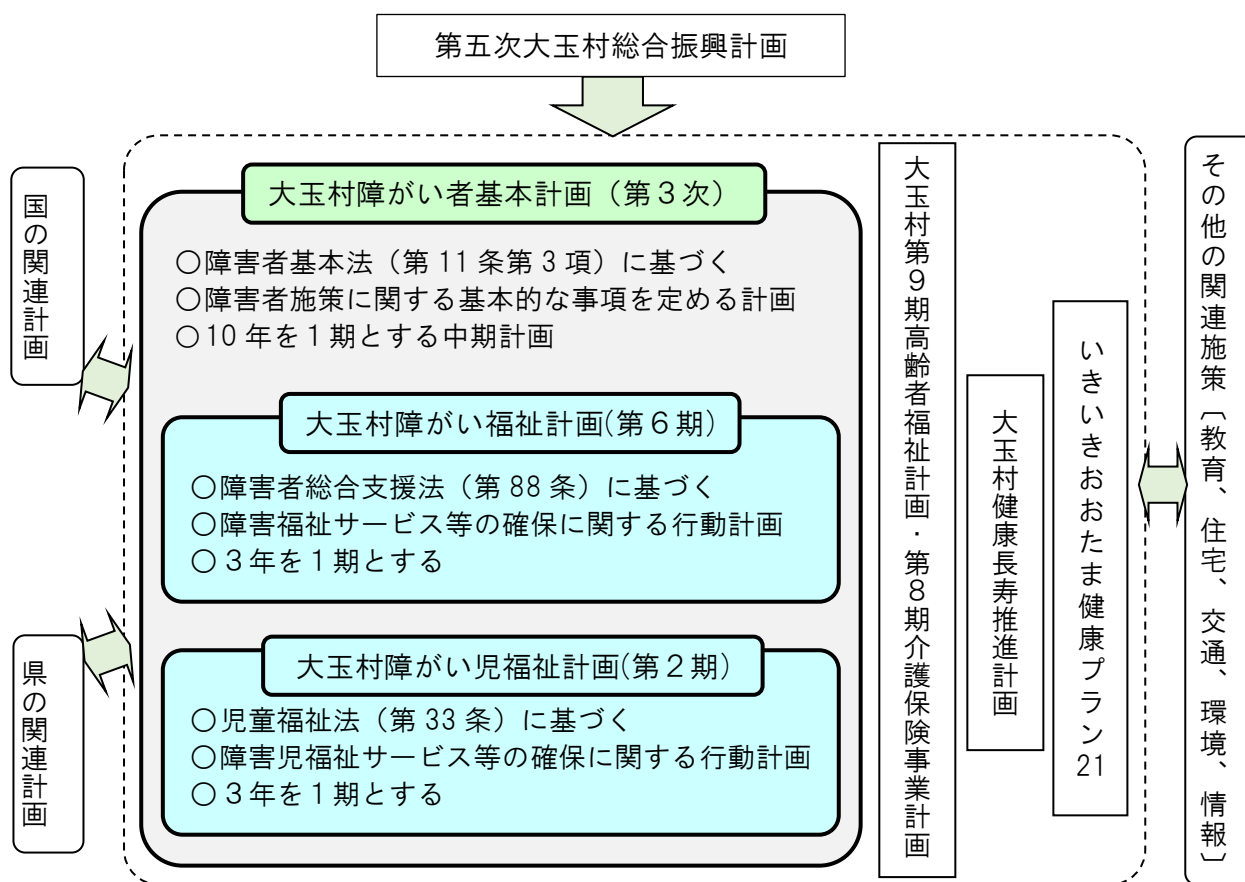
障害児福祉計画（大玉村障がい児福祉計画）は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年より施行されたことに伴い、児童福祉法第33条の20により市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられました。発達の支援が必要な児童の多様化したニーズにきめ細かに対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめます。3年ごとに見直しを行うこととなっており、第2期計画期間は令和3～5年度です。

※ 障害者計画：障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。

※ 障害者基本法：障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

また、本計画は、本村の最上位計画である「第五次大玉村総合振興計画（基本構想：令和3～12年度）」を具現化するための部門別計画と位置付けるとともに、各分野別計画である「大玉村第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「大玉村健康長寿推進計画」、「いきいきおおたま健康プラン 21」等との整合・調整を図ることとします。

計画の位置付け



計画の根拠・内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障がい者施策の基本的方向について定める分野横断的な総合計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
国	障害者基本計画(第4次) ・計画期間：平成30年度～令和4年度	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 ・障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの ・都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定	

計画の期間

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合振興計画	第四次総合振興計画(平成23～令和2年度)					第五次総合振興計画(令和3～12年度)				
障がい者基本計画	第2次計画(平成26・29年度に見直し)					第3次計画(中間年に見直し)※				
障がい福祉計画	第4期計画		第5期計画			第6期計画		(第7期)		
障がい児福祉計画				第1期計画		第2期計画		(第3期)		

※障がい者基本計画は令和6年度・令和9年度に見直し予定。

第4節 SDGsの視点による障がい者施策の推進

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

本村においても、17の目標のうち特に以下の目標を踏まえ、障がい者施策を推進していきます。



3. すべての人に健康と福祉を	
4. 質の高い教育をみんなに	
10. 人や国の不平等をなくそう	
11. 住み続けられるまちづくりを	
16. 平和と公正をすべての人に	

第5節 計画の対象者

計画の対象者である障がい者とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害*を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とします。また、「難病*に起因する身体又は精神上の障がいを有する者、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症*などを有する者で、長期にわたり生活上の支障がある者」を含むこととします。

第6節 障がい者施策と介護保険制度との関係

障がい者施策と介護保険制度は類似したサービスが多くあり、介護保険の要介護認定者で、身体障害者手帳*を所持している方が多いのが現状です。

共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策でサービスが実施されます。

なお、障がいのある方のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障がい者施策によるサービスを併用する場合があります。

- ※ 発達障害： 発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいの対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
- ※ 難病： 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。
このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
- ※ 自閉症： 発達障がいの一つで、①対人関係の障がい、②コミュニケーションの障がい、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴をもつ。現在では、何らかの要因で脳に障がいが起こったものとみなされており、知的障がいを伴う場合、伴わない場合がある。（知的障がいを伴わない場合を特に「高機能自閉症」と呼ぶ。）
- ※ 身体障害者手帳： 身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。

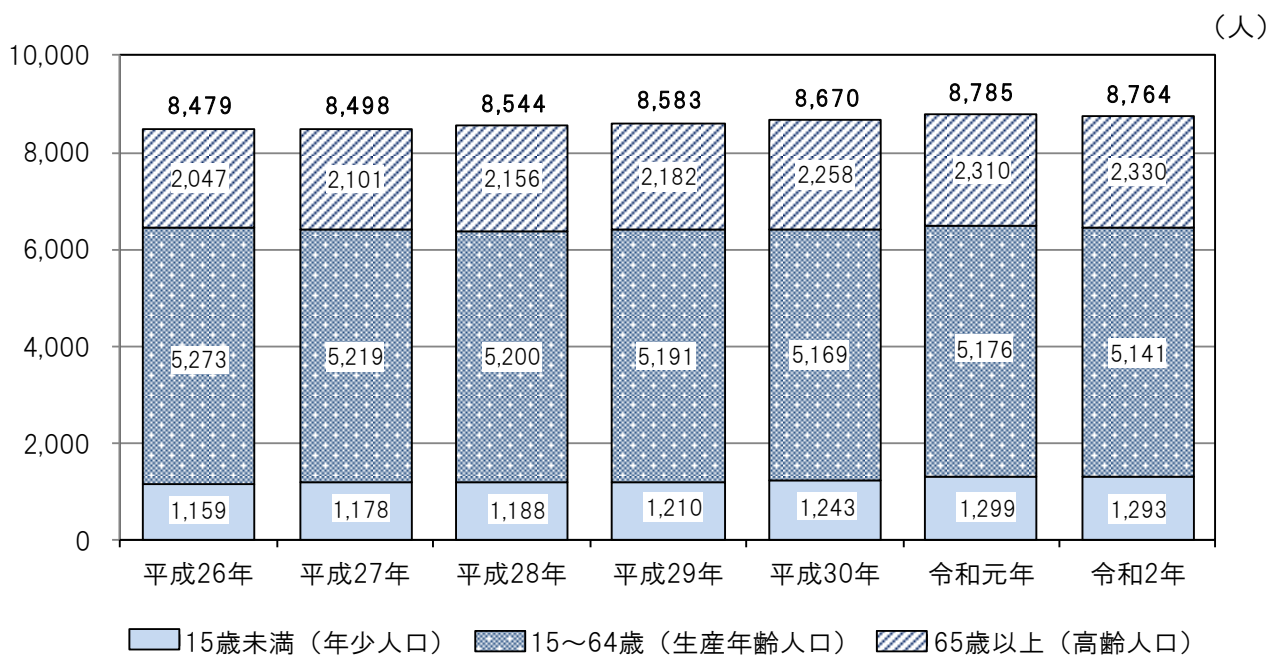
第2章 障がい者を取り巻く現状

第1節 人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、本村の総人口はほぼ横ばいで推移しており、平成29年からの3年間で人口は181人増加し、令和2年は8,764人となっています。

年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口も、平成29年の1,210人から微増しており、令和2年までの3年間で83人増加しています。また、65歳以上の高齢人口は、平成29年の2,182人から148人増加し、令和2年は2,330人となっています。一方、15～64歳の生産年齢人口はその反対で、平成29年の5,191人から50人減少し、令和2年は5,141人となっています。

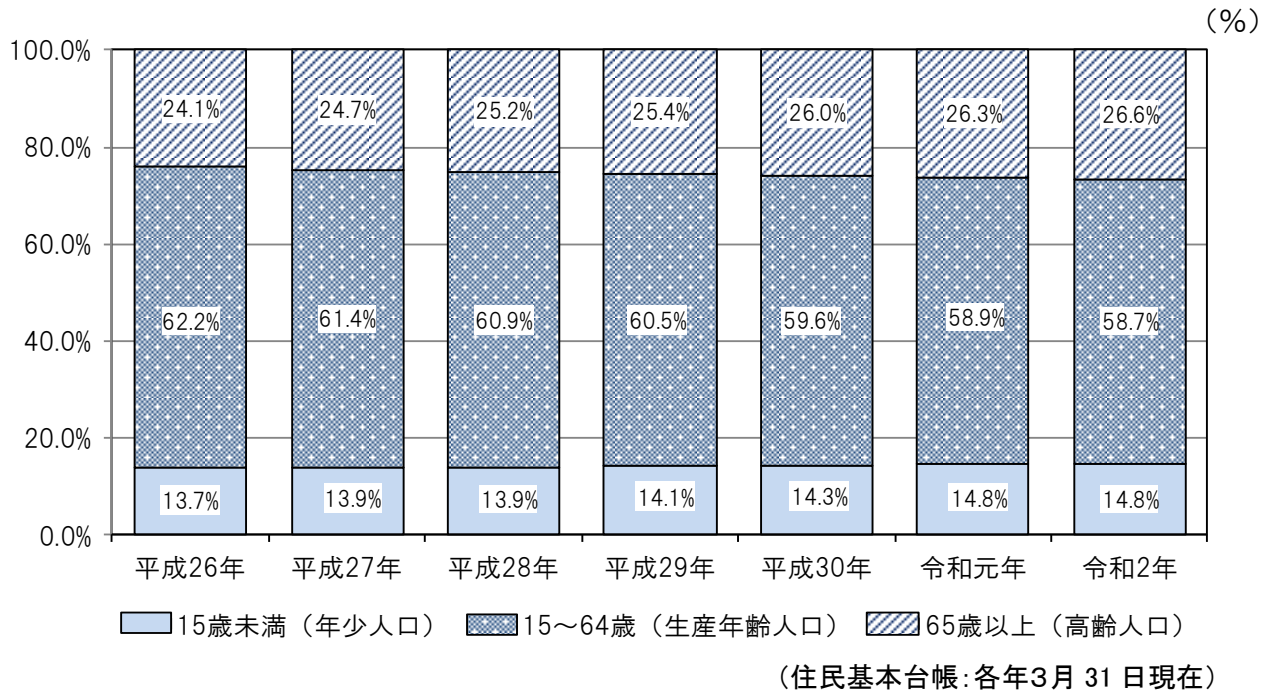
人口の推移



(住民基本台帳:各年3月31日現在)

年齢構成についても、15歳未満の年少人口、65歳以上の高齢人口は緩やかな上昇に対し、15～64歳の生産人口比率は微減しており、全国的にみられる高齢化が本村においても徐々に進んでいることが伺えます。

年齢構成の推移



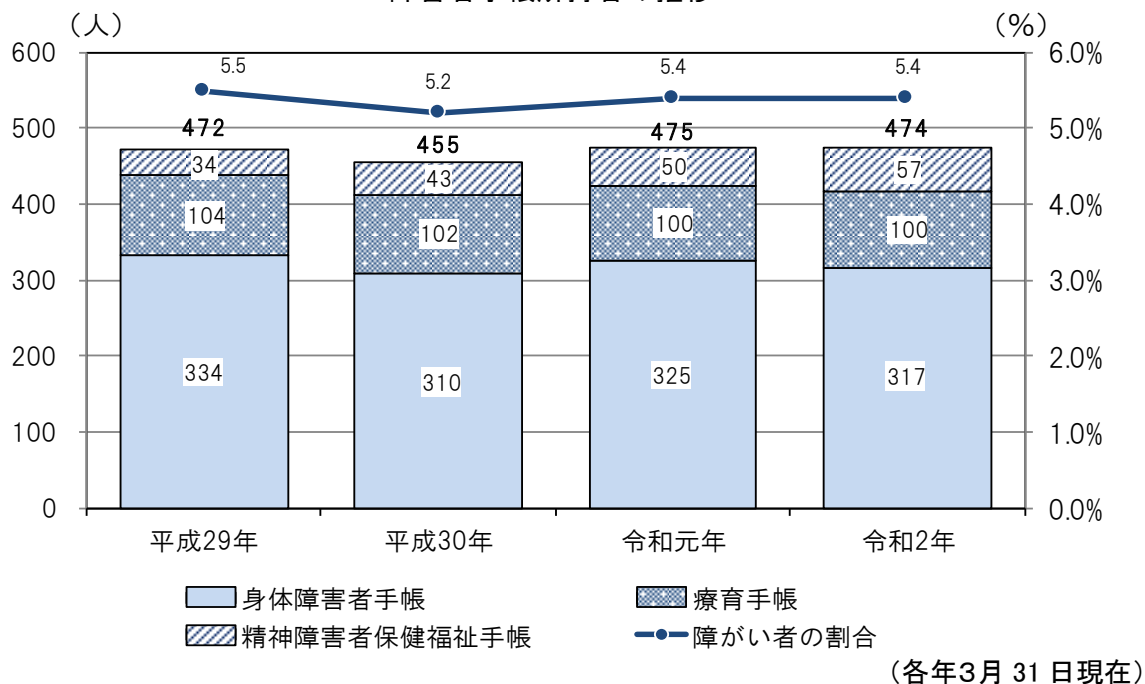
第2節 障害者手帳所持者等の推移

1 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者は全体で、平成 29 年以降ほぼ横ばいで推移しており、令和 2 年は 474 人となっています。人口に対する障がい者の割合もほぼ横ばいで推移しています。

障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者と療育*手帳*保持者は減少傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳*保持者は増加傾向にあります。

障害者手帳所持者の推移



区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	伸び率
人口	8,583	8,670	8,785	8,764	102.1%
障がい者数(全体)	472	455	475	474	100.4%
障がい者の割合	5.5%	5.2%	5.4%	5.4%	98.2%
身体障害者手帳	334	310	325	317	94.9%
療育手帳	104	102	100	100	96.2%
精神障害者保健福祉手帳	34	43	50	57	167.6%

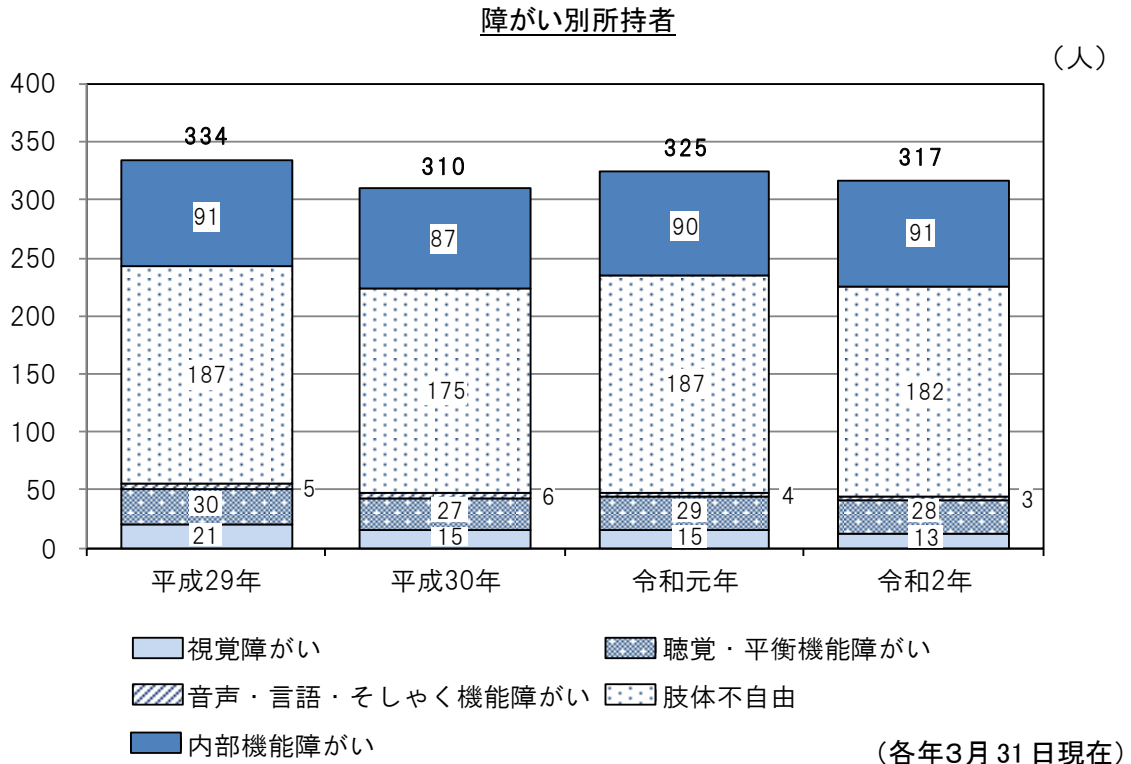
(各年3月31日現在)

※伸び率は平成 29 年と令和2年を比較しての伸び率。

- ※ 療育: 「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
- ※ 療育手帳: 知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
- ※ 精神障害者保健福祉手帳: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。

2 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少しており、平成29年の334人から令和2年は317人となっています。障がい別では肢体不自由*が最も多く、令和2年では182人、次いで内部機能障がい91人となっています。



(人)

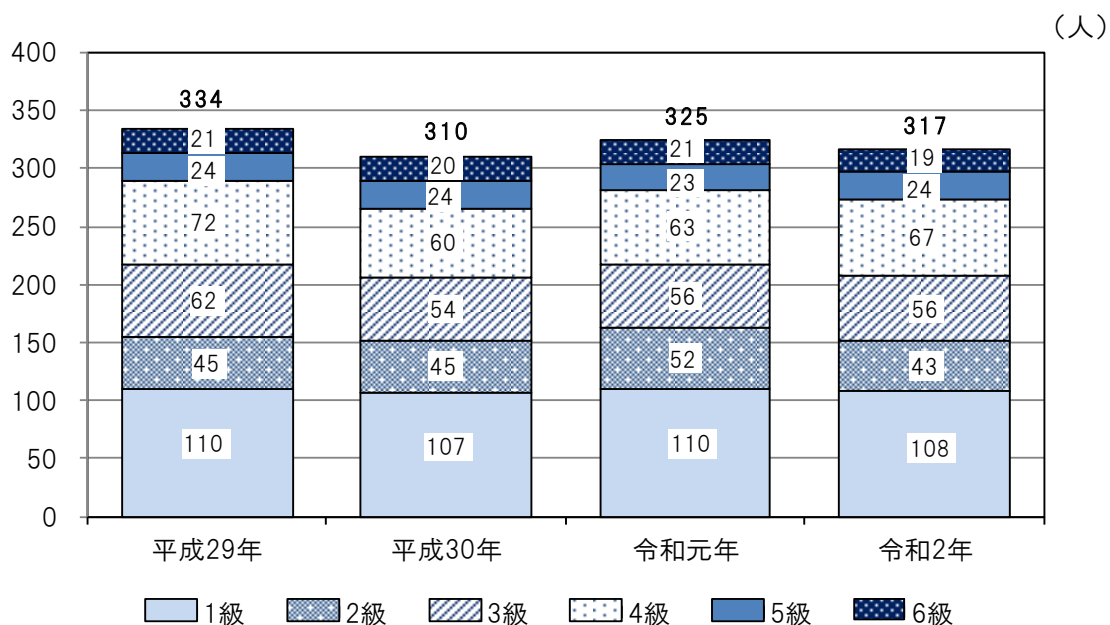
区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
視覚障がい	21	15	15	13
聴覚・平衡機能障がい	30	27	29	28
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	6	4	3
肢体不自由	187	175	187	182
内部機能障がい	91	87	90	91
合 計	334	310	325	317

(各年3月31日現在)

* 肢体不自由：身体障がいの一つで、四肢(上肢・下肢)や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。

障がい等級別では、1級が最も多く、令和2年で108人となっており、4級が67人、3級が56人と続いています。

等級別所持者



(各年3月31日現在)

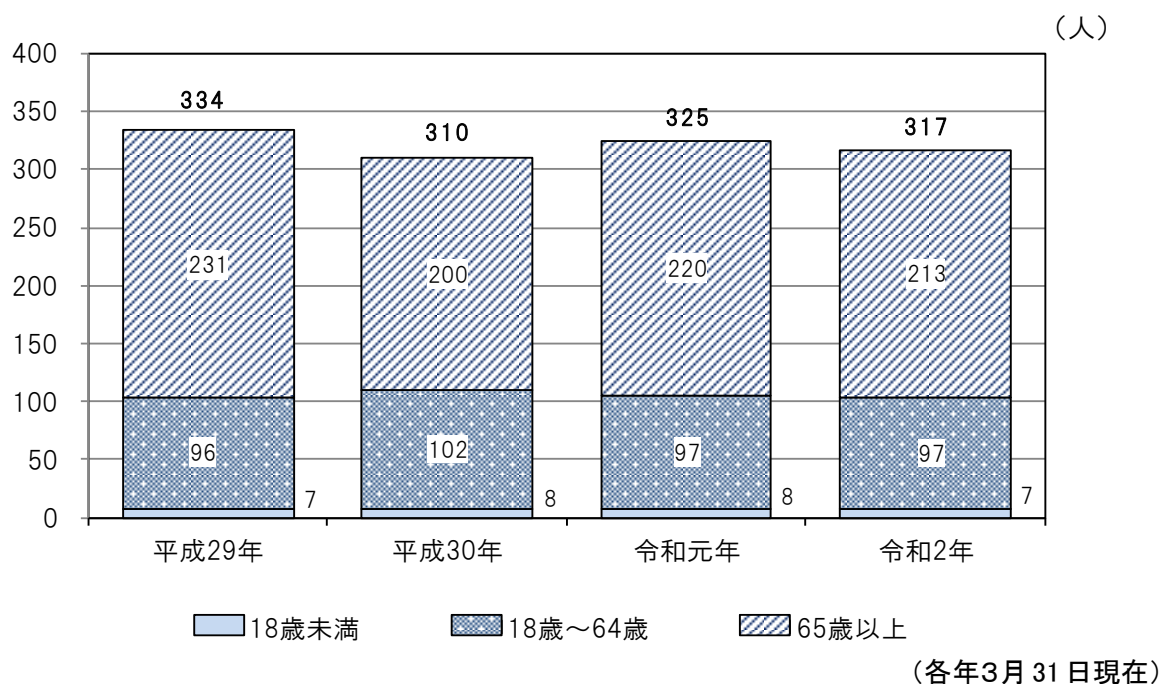
(人)

区 分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
重度	1級	110	32.9%	107	34.5%	110	33.8%	108	34.1%
	2級	45	13.5%	45	14.5%	52	16.0%	43	13.6%
中度	3級	62	18.6%	54	17.4%	56	17.2%	56	17.7%
	4級	72	21.6%	60	19.4%	63	19.4%	67	21.1%
軽度	5級	24	7.2%	24	7.7%	23	7.1%	24	7.6%
	6級	21	6.3%	20	6.5%	21	6.5%	19	6.0%
合 計	334	100.0%	310	100.0%	325	100.0%	317	100.0%	

(各年3月31日現在)

年齢別では、65歳以上が最も多く、令和2年で213人となっています。構成比で見ると、平成29年の69.2%から2.0%ポイント減少し、令和2年では67.2%となっています。18歳未満はほぼ横ばいで推移しており、令和2年で2.2%（平成29年に比べ0.1%ポイント増）となっています。また、18～64歳は平成29年の28.7%から1.9%ポイント増加し、令和2年で30.6%となっています。

年齢別所持者



(人)

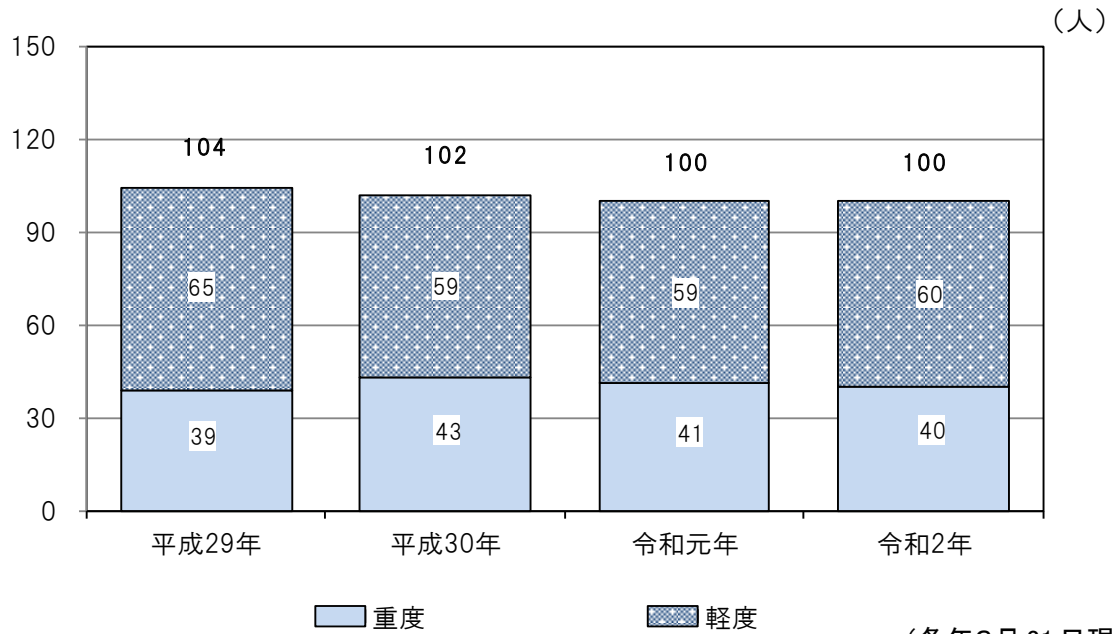
区 分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18歳未満	7	2.1%	8	2.6%	8	2.5%	7	2.2%
18～64歳	96	28.7%	102	32.9%	97	29.8%	97	30.6%
65歳以上	231	69.2%	200	64.5%	220	67.7%	213	67.2%
合 計	334	100.0%	310	100.0%	325	100.0%	317	100.0%

(各年3月31日現在)

3 療育手帳所持者

療育手帳所持者は100人前後で推移しています。程度別では、令和2年で重度判定は40人、軽度判定は60人と重度判定より多くなっています。

程度別所持者



(各年3月31日現在)

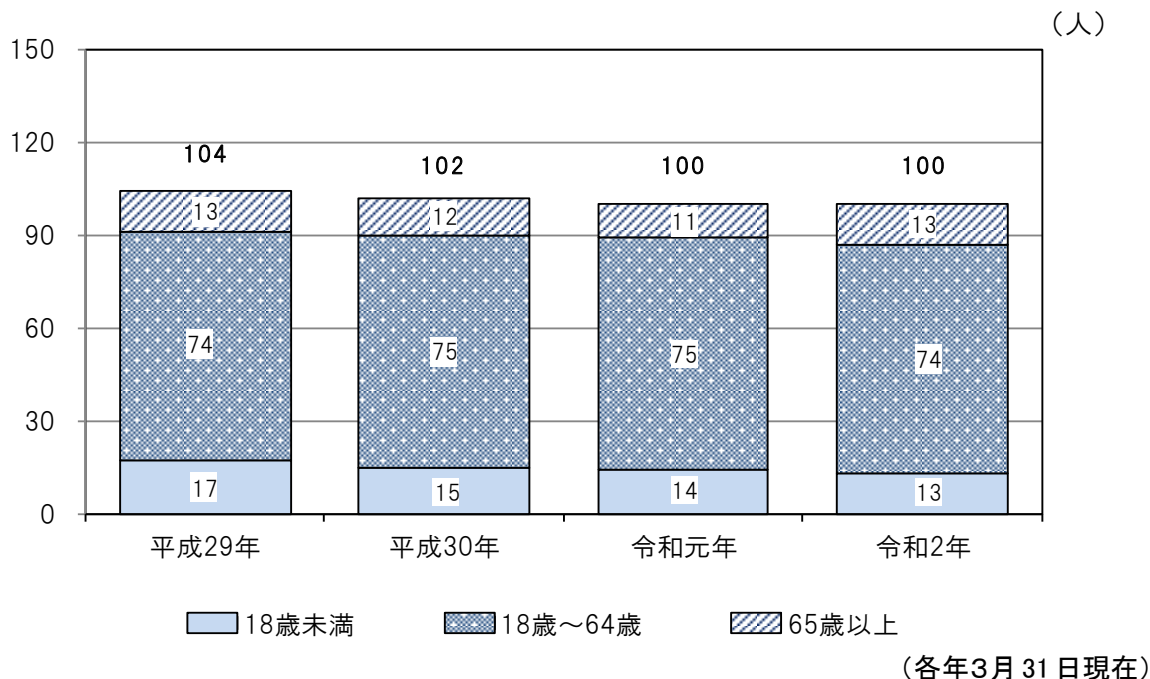
(人)

区 分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
重度	39	37.5%	43	42.2%	41	41.0%	40	40.0%
軽度	65	62.5%	59	57.8%	59	59.0%	60	60.0%
合 計	104	100.0%	102	100.0%	100	100.0%	100	100.0%

(各年3月31日現在)

年齢別では、18～64歳が最も多く、令和2年で74人となっています。構成比で見ると、平成29年の71.2%から2.8%ポイント増加し、令和2年では74.0%となっています。18歳未満は減少傾向にあり、令和2年で13.0%（平成29年に比べ3.3%ポイント減）となっています。また、65歳以上は増減を繰り返しており、令和2年で13.0%（平成29年に比べ0.5%ポイント増）となっています。

年齢別所持者



(人)

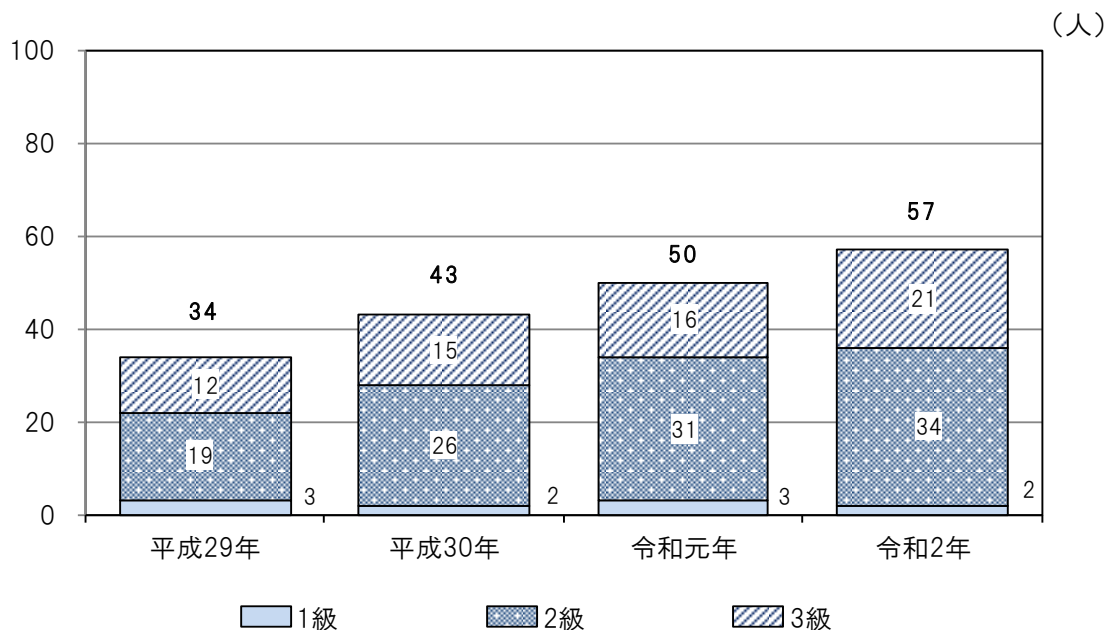
区 分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18歳未満	17	16.3%	15	14.7%	14	14.0%	13	13.0%
18～64歳	74	71.2%	75	73.5%	75	75.0%	74	74.0%
65歳以上	13	12.5%	12	11.8%	11	11.0%	13	13.0%
合 計	104	100.0%	102	100.0%	100	100.0%	100	100.0%

(各年3月31日現在)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しており、平成29年は34人でしたが、令和2年には57人となっています。等級別では、1級でほぼ横ばいですが、2級と3級では増加傾向にあります。

等級別所持者



(各年3月31日現在)

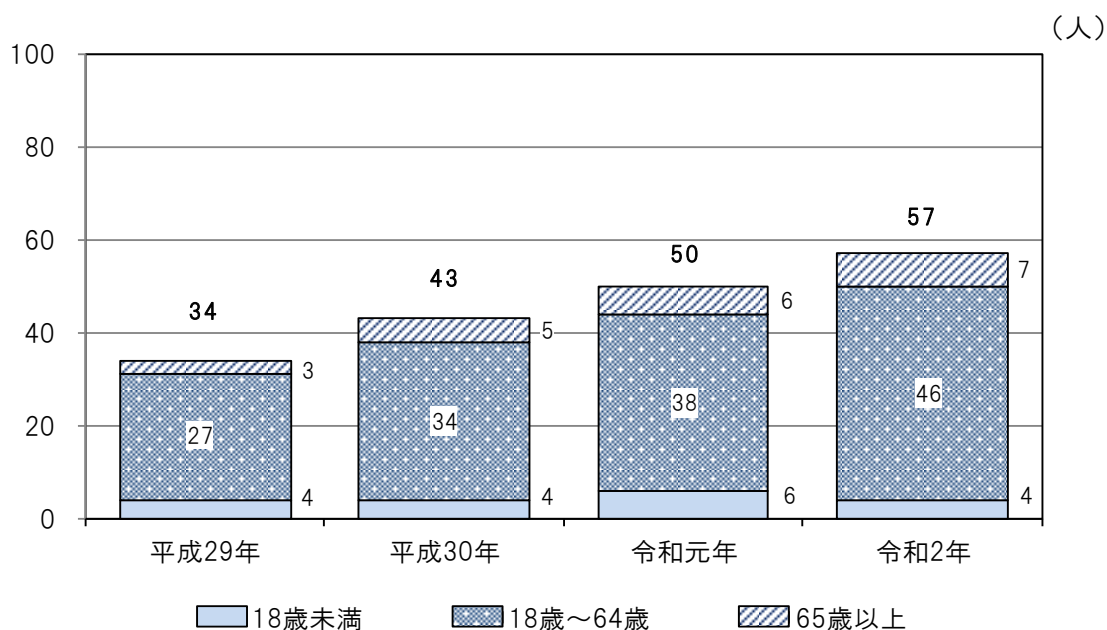
(人)

区 分	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	3	8.8%	2	4.7%	3	6.0%	2	3.5%
2級	19	55.9%	26	60.5%	31	62.0%	34	59.6%
3級	12	35.3%	15	34.9%	16	32.0%	21	36.8%
合 計	34	100.0%	43	100.0%	50	100.0%	57	100.0%

(各年3月31日現在)

年齢別では、18～64歳が最も多く、令和2年で46人となっています。構成比で見ると、平成29年の79.4%から令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年では80.7%（平成29年に比べ1.3%ポイント増）となっています。18歳未満は平成29年から増減を繰り返しており、令和2年で7.0%（平成29年に比べ4.8%ポイント減）となっています。また、65歳以上は増加傾向にあり、令和2年で12.3%（平成29年に比べ3.5%ポイント増）となっています。

年齢別所持者



(各年3月31日現在)

(人)

区 分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18歳未満	4	11.8%	4	9.3%	6	12.0%	4	7.0%
18～64歳	27	79.4%	34	79.1%	38	76.0%	46	80.7%
65歳以上	3	8.8%	5	11.6%	6	12.0%	7	12.3%
合 計	34	100.0%	43	100.0%	50	100.0%	57	100.0%

(各年3月31日現在)

5 医療費助成制度受給者

自立支援医療※（精神通院医療）の受給者は、平成29年は89人でしたが、令和2年には117人となっています。自立支援医療（更生医療）の受給者は、平成29年は2人でしたが、令和2年には0人に減少しています。育成医療の受給者は、平成29年は0人でしたが、令和2年には1人となっています。

特定疾患医療費助成の受給者は、平成29年は72人でしたが、令和2年には61人になっています。

小児慢性特定疾患医療費助成受給者は、平成29年の8人から一時減少しましたが、令和2年には7人となっています。

自立支援医療費受給者

(人)

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神通院医療	89	93	104	117
更生医療	2	1	0	0
育成医療	0	1	0	1

(各年3月31日現在)

特定疾患医療費助成受給者

(人)

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定疾患医療費助成受給者	72	63	55	61

(各年3月31日現在)

小児慢性特定疾患医療費助成受給者

(人)

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小児慢性特定疾患医療費助成受給者	8	4	4	7

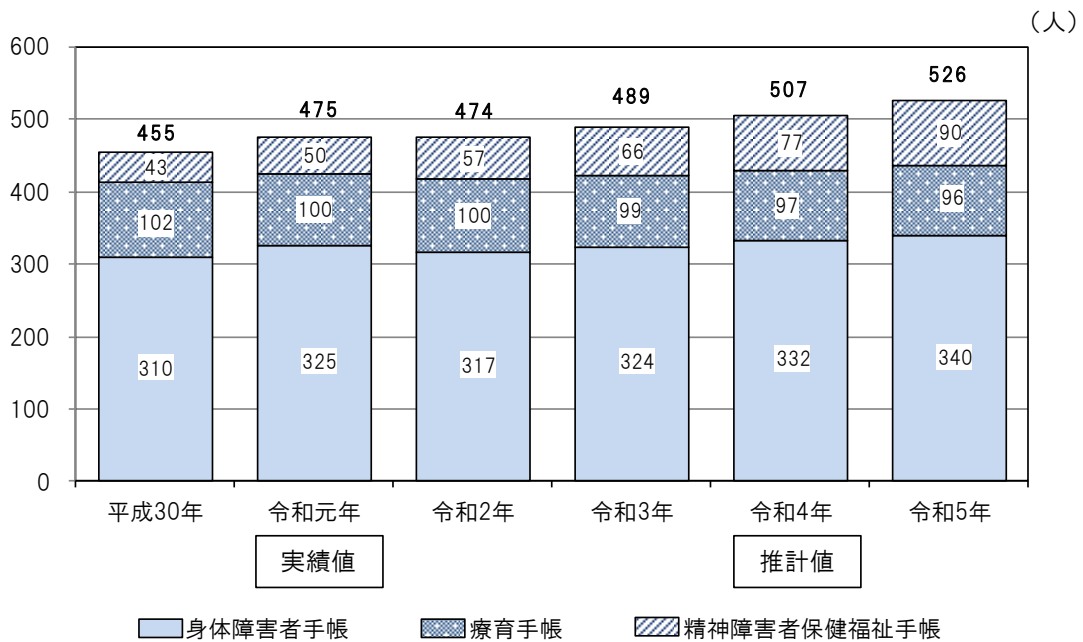
(各年3月31日現在)

※ 自立支援医療：障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。

6 障害者手帳所持者の推計

過去の推移に基づき、令和5年時点の障害者手帳所持者数を推計すると、身体障害者手帳所持者は340人、療育手帳所持者は96人、精神障害者保健福祉手帳所持者は90人で合計は526人となります（複数の手帳を所持している方はそれぞれで計上）。

障害者手帳所持者の推計



(実績値は各3月31日現在)

区分	令和2年(実績)	令和5年(推計)	伸び率
人口	8,764	8,977	102.4%
障がい者数	474	526	111.0%
身体障害者手帳	317	340	107.3%
療育手帳	100	96	96.0%
精神障害者保健福祉手帳	57	90	157.9%

(令和2年実績は3月31日現在)

※平成30年～令和2年の実績から令和5年の推計を算出。

※伸び率は令和2年と令和5年を比較しての伸び率。

第3節 アンケート調査からみられる現状等

1 調査概要

本計画の策定にあたり、今後の障がい者福祉の具体的な施策を推進する上で現状のサービス利用者等の意見を参考とするため、令和2年7月1日時点で障害者手帳を交付されている方、障がい福祉サービスを利用されている方などを対象に無作為に抽出し、郵送によりアンケート調査を実施しました。

回答状況

配布数	358 件
回収数	177 件
有効回答数	177 件
回収率	49.4%
有効回答率	49.4%

2 世帯状況や介助状況について

(1) 同居している人

同居している人は、全体では「父母・祖父母・兄弟」が 52.5%と最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」（42.9%）、「子ども」（27.1%）となっています。一方、「いない（一人で暮らしている）」は 4.5%となっています。身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫または妻）」が 70.8%と最も多く、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「父母・祖父母・兄弟」が多くみられます。

		(上段:件 下段:%)						
		調査数	父母・祖父母・兄弟	配偶者（夫または妻）	子ども	その他	いない（一人で暮らしている）	無回答
全体		177	93	76	48	11	8	6
		100.0	52.5	42.9	27.1	6.2	4.5	3.4
手帳別	身体	89	31	63	39	4	4	2
		100.0	34.8	70.8	43.8	4.5	4.5	2.2
	療育	32	26	-	-	4	1	2
		100.0	81.3	-	-	12.5	3.1	6.3
	精神	19	14	3	4	1	-	2
		100.0	73.7	15.8	21.1	5.3	-	10.5
	重複	22	14	6	1	2	2	-
		100.0	63.6	27.3	4.5	9.1	9.1	-
	手帳なし	13	6	3	3	-	1	-
		100.0	46.2	23.1	23.1	-	7.7	-

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

(2) 主な介助者

日常生活で介助が必要な方の主な介助者は、全体では「父母・祖父母・兄弟」が 64.8%と最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」（25.3%）、「ホームヘルパーや施設の職員」（24.2%）となっています。身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫または妻）」が 57.1%と最も多く、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「父母・祖父母・兄弟」が多くみられます。

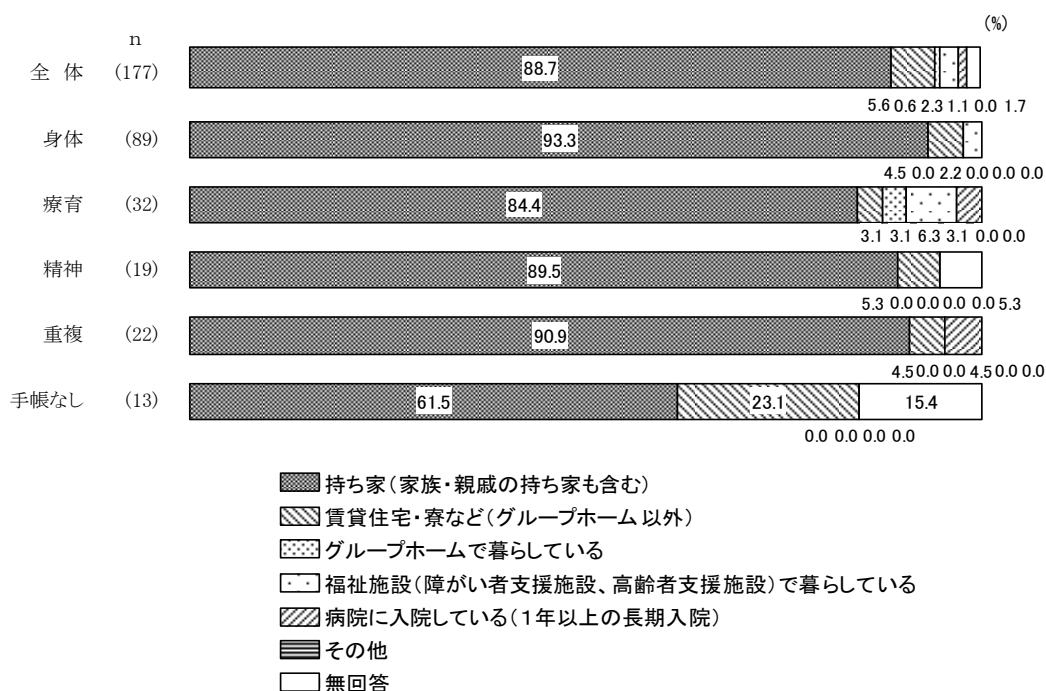
		(上段:件 下段:%)						
		調査数	父母・祖父母・兄弟	配偶者（夫または妻）	ホームヘルパーや施設の職員	子ども	アその他の人（ボランティア等）	無回答
全体		91	59	23	22	9	2	1
		100.0	64.8	25.3	24.2	9.9	2.2	1.1
手帳別	身体	35	12	20	10	7	-	-
		100.0	34.3	57.1	28.6	20.0	-	-
	療育	27	23	-	9	-	-	1
		100.0	85.2	-	33.3	-	-	3.7
	精神	9	8	1	-	1	1	-
		100.0	88.9	11.1	-	11.1	11.1	-
重複	14	11	1	3	1	1	-	
	100.0	78.6	7.1	21.4	7.1	7.1	-	
手帳なし	5	4	1	-	-	-	-	
	100.0	80.0	20.0	-	-	-	-	

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

(3) 現在の住まい

現在の住まいは、「持ち家（家族・親戚の持ち家も含む）」が全体で 88.7%とほとんどを占めています。



※単数回答

(4) 障がい者施策の充実に向けて必要なこと

障がい者施策の充実に向けて必要なことは、全体では「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」が 37.3%と最も多く、次いで「交通の利便性の確保」(23.2%)、「一般企業や事業所における障がい者雇用・就労支援」(18.1%)となっています。所持手帳別にみても「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」が最も多くなっています。

		(上段:件 下段:%)														
		調査数	年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援	交通の利便性の確保	一般企業や事業所における障がい者雇用・就労支援	障がいのある方への入所施設の整備	障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実	総合的な相談や情報提供窓口の整備・充実	災害・非常時の情報提供及び避難誘導対策	ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅福祉サービス	グループホームなどの場の確保	フリー化	建物、道路の段差解消などのバリアフリー化	その他	特にな	無回答
全体		177	66	41	32	29	27	23	22	19	19	16	4	11	36	
		100.0	37.3	23.2	18.1	16.4	15.3	13.0	12.4	10.7	10.7	9.0	2.3	6.2	20.3	
手帳別	身体	89	38	25	15	17	16	8	10	13	5	13	1	6	15	
		100.0	42.7	28.1	16.9	19.1	18.0	9.0	11.2	14.6	5.6	14.6	1.1	6.7	16.9	
	療育	32	14	5	7	6	4	7	5	2	10	-	1	2	5	
		100.0	43.8	15.6	21.9	18.8	12.5	21.9	15.6	6.3	31.3	-	3.1	6.3	15.6	
	精神	19	8	4	5	1	2	3	2	-	1	-	-	1	4	
		100.0	42.1	21.1	26.3	5.3	10.5	15.8	10.5	-	5.3	-	-	5.3	21.1	
重複	22	4	4	3	3	2	3	3	3	3	2	1	1	7		
	100.0	18.2	18.2	13.6	13.6	9.1	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	9.1	4.5	4.5	31.8	
手帳なし	13	2	3	1	2	3	1	2	1	-	-	-	1	1	5	
	100.0	15.4	23.1	7.7	15.4	23.1	7.7	15.4	7.7	-	-	-	7.7	7.7	38.5	

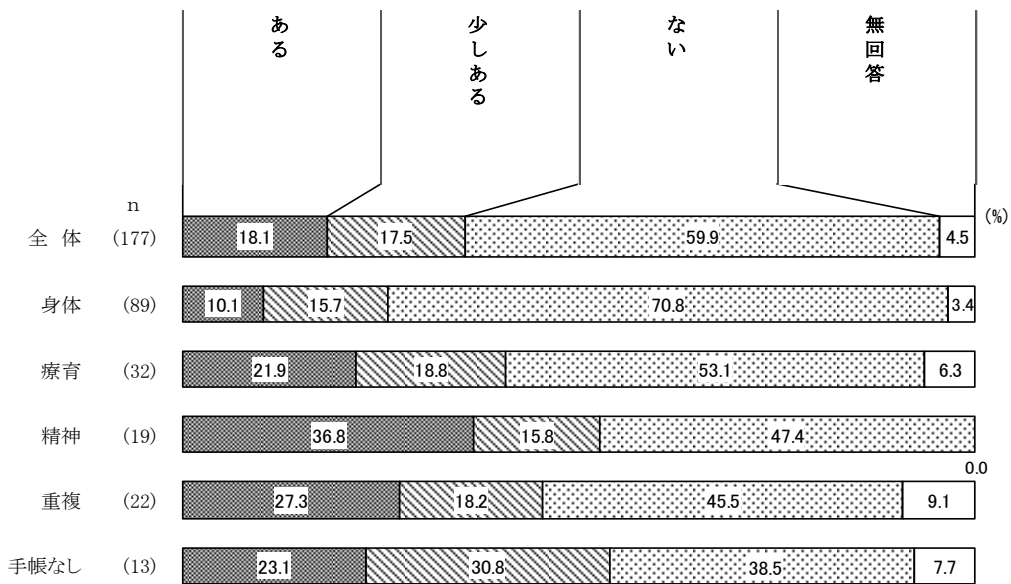
※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

3 障がい者理解について

(1) 差別やいやな思いをした経験

差別やいやな思いをした経験は、全体では「ない」が 59.9%となっていますが、「ある」(18.1%)と「少しある」(17.5%)を合わせた『ある』が 35.6%と、約3人に1人が差別やいやな思いをした経験があることが分かります。精神障害者保健福祉手帳所持者では『ある』が 52.6%と過半数を占めています。



※単数回答

(2) 差別やいやな思いをした場所

差別やいやな思いをした場所は、全体では「学校・仕事場」が 42.9%と最も多く、次いで「外出先」(33.3%)、「住んでいる地域」(19.0%)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校・仕事場」が 80.0%と8割を占めています。

		(上段:件 下段:%)									
		調査数	学校・仕事場	外出先	住んでいる地域	仕事を探すとき	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	通所施設・入所施設	その他	無回答
全体		63	27	21	12	6	6	5	5	2	3
		100.0	42.9	33.3	19.0	9.5	9.5	7.9	7.9	3.2	4.8
手帳別	身体	23	9	8	6	2	1	2	3	1	-
		100.0	39.1	34.8	26.1	8.7	4.3	8.7	13.0	4.3	-
	療育	13	5	6	2	1	2	1	-	1	1
		100.0	38.5	46.2	15.4	7.7	15.4	7.7	-	7.7	7.7
	精神	10	8	2	-	2	1	1	-	-	-
		100.0	80.0	20.0	-	20.0	10.0	10.0	-	-	-
重複	10	3	2	3	1	2	1	2	-	1	
	100.0	30.0	20.0	30.0	10.0	20.0	10.0	20.0	-	10.0	
手帳なし	7	2	3	1	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	28.6	42.9	14.3	-	-	-	-	-	-	14.3

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

4 教育や就労・雇用について

(1) 通園・通学先に望むこと

通園・通学先に望むことは、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が76.9%と最も多く、次いで「先生の障がいに対する理解を含め、子どもの能力や障がいに適した指導をしてほしい」(69.2%)、「個別指導を充実してほしい」、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」(ともに38.5%)となっています。

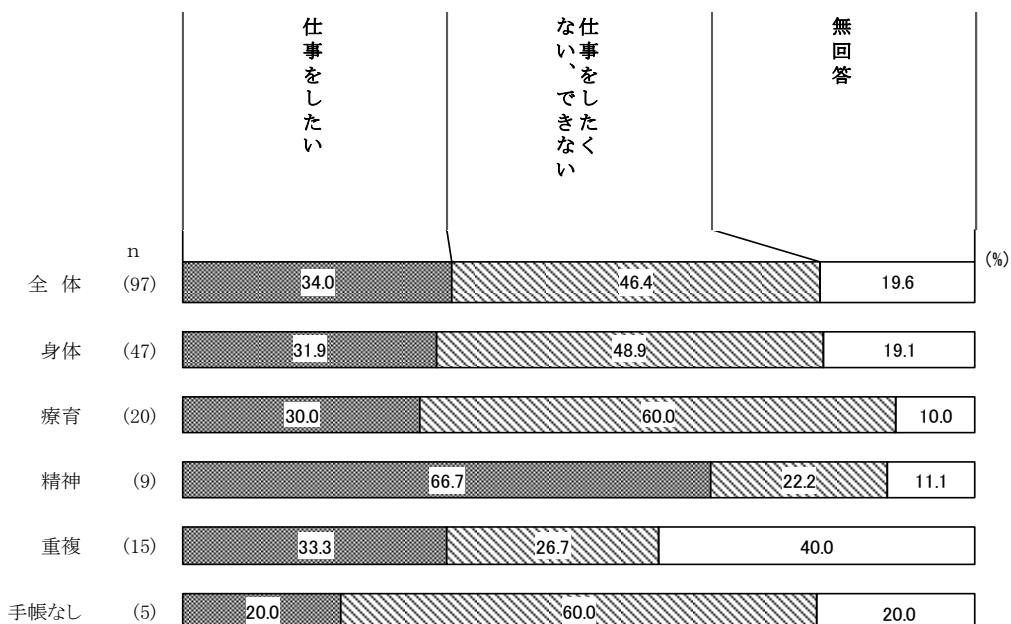
		調査数	就学相談や進路相談を充実してほしい	先生の障がいに対する理解を含め、子どもの能力や障がいに適した指導をしてほしい	個別指導を充実してほしい	まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい	施設、設備、教材を充実してほしい	普通学級への受け入れを進めてほしい	医療的ケア(吸引・経管栄養)や尿等(吸引・経管栄養)の受け入れ	その他	特に希望することはない	無回答
全体		13	10 76.9	9 69.2	5 38.5	5 38.5	3 23.1	-	-	-	1 7.7	1 7.7
手帳別	身体	2	2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-
	療育	6	4 66.7	4 66.7	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	-	-	1 16.7	-
	精神	2	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-
	重複	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	手帳なし	3	2 66.7	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

(2) 今後の就労意向

現在仕事をしていない方の今後の就労意向は、全体では「仕事をしたくない、できない」が46.4%となっていますが、「仕事をしたい」が34.0%と、約3人に1人が就労意向があることが分かります。



※単数回答

(3) 仕事をするために必要なこと

今後、就労の意向がある方が仕事をするために必要なことは、全体では「通勤手段の確保」が 39.4%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(36.4%)、「職場の障がい者に対する受入環境の整備」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(ともに 33.3%)となっています。

(上段:件 下段:%)

		調査数	通勤手段の確保	短時間勤務や勤務日数などの配慮	職場の障がい者に対する受入環境の整備	職場の上司や同僚に障がいがあること	在宅勤務の拡充	職場で介助や援助などが受けられること	就労後のフォローなど職場と関係の連携	企業ニーズに沿った就労訓練	仕事に対応、支援の職場外での支援	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	その他	無回答
全体		33	13	12	11	11	6	6	6	6	4	2	2	8
		100.0	39.4	36.4	33.3	33.3	18.2	18.2	18.2	18.2	12.1	6.1	6.1	24.2
手帳別	身体	15	5	4	2	3	3	1	-	2	2	1	-	6
		100.0	33.3	26.7	13.3	20.0	20.0	6.7	-	13.3	13.3	6.7	-	40.0
	療育	6	3	2	3	3	2	3	2	2	1	-	1	1
		100.0	50.0	33.3	50.0	50.0	33.3	50.0	33.3	33.3	16.7	-	16.7	16.7
	精神	6	4	4	3	4	1	2	2	2	1	1	-	-
		100.0	66.7	66.7	50.0	66.7	16.7	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	-	-
重複	5	1	2	3	1	-	-	2	-	-	-	-	1	
	100.0	20.0	40.0	60.0	20.0	-	-	40.0	-	-	-	-	20.0	
手帳なし	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	

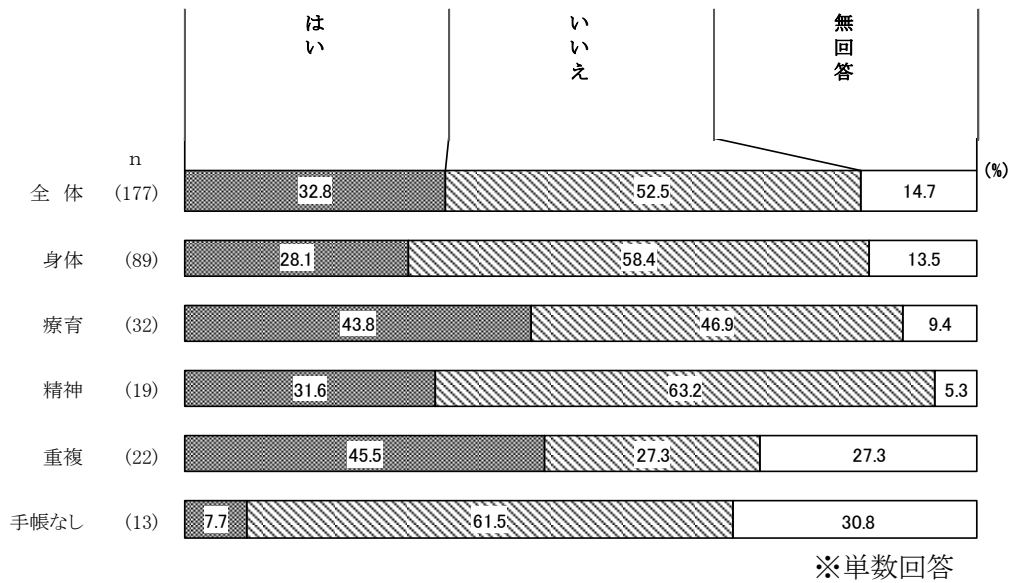
※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

5 支援制度の認知について

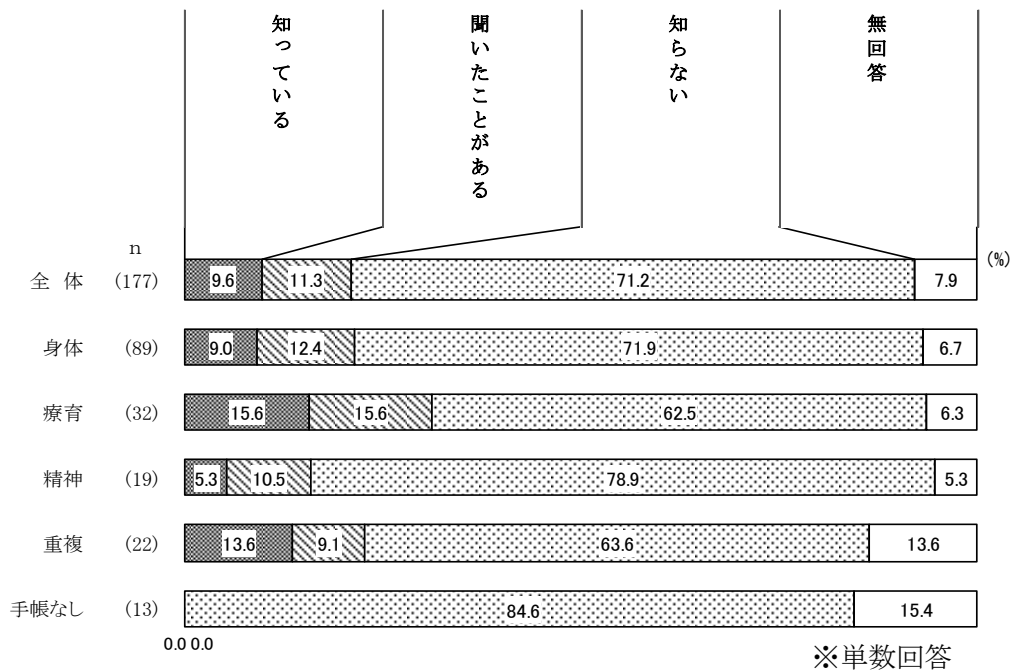
(1) 成年後見制度の認知

成年後見制度を認知しているかは、全体では「はい」が 32.8%となっていますが、「いいえ」が 52.5%と過半数を占めています。



(2) 災害時要援護者台帳の認知

災害時要援護者台帳の認知は、全体では「知らない」が 71.2%と最も多く、「知っている」が 9.6%、「聞いたことがある」が 11.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者と手帳を所持していない方では「知らない」が約 8 割を占めています。



第3章 障がい者計画の基本的方向

第1節 基本理念

すべての人が 安心して いきいきと
暮らせる むらづくり

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を掲げ、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するためには、「社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保と地域社会において他の人々との共生を妨げられないこと」、「意思疎通の手段についての選択の機会の確保と情報の取得や利用の手段についての選択の機会の拡大」を旨としなければならないとしています。

本村では、障がいのある方もない方も、誰もが地域や家庭で共に育ち、生活できる社会を築くことを目指しています。

本計画では、前計画での基本理念や目標を継承し、全人間的復権を目指す「リハビリテーションの充実」と、障がいの有無に関わらず、共に等しく地域や家庭で生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション社会の構築」、障がいのある方自身が必要な知識や技術を持ち、自分で問題を解決する能力を持つことを目指す「エンパワメント※」を基本理念として、住み慣れた地域で自分らしい生活を続け、自らの能力を最大限に発揮できる社会の実現及び障がい者福祉を推進します。

※ エンパワメント：社会的に差別や搾取を受けたり、抑圧されたりすることなく、障がいのある方自らの意思決定のもと、本来持っている能力を発揮すること。

第2節 基本目標

本計画においては、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせる地域社会の構築を目指し、以下の5つを基本目標に掲げ、今後の施策を推進します。

1 交流と啓発による相互理解の促進

障がいの有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある方への差別や偏見・障壁をなくしていくことが重要です。

アンケート調査結果をみると、障がいのある方の約3人に1人が障がいを理由に差別やいやな思いをした経験があると回答しており、差別やいやな思いをした場所については、「学校・仕事場」、「外出先」、「住んでいる地域」との回答が多くなっています。学校や仕事場、地域、家庭など、あらゆるところで、障がいへの正しい理解を深めるためにも、今後とも様々な場と機会を活用し、啓発活動に努めます。

また、福祉教育やボランティア活動を推進するとともに、生涯学習・スポーツ活動などに参加するための条件整備を進め、地域との交流を促進します。

2 一人ひとりの状況に応じた教育の推進

障がい等により支援が必要な子どもが地域で共に学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

アンケート調査結果をみると、通園・通学先に望むことは、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」、「先生の障がいに対する理解を含め、子どもの能力や障がいに適した指導をしてほしい」、「個別指導を充実してほしい」などの回答が多くなっています。本人や保護者の意思を尊重するべく、相談支援体制の整備を図るとともに、地域の学校・幼稚園・保育所と連携しながら、障がいの状況や特性、成長段階等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

また、医療機関・専門機関と連携しながら、障がいの早期発見・早期療育に努め、本人や家族が自立した生活を営めるよう、適切なサービス・情報を提供し支援に努めます。

3 自立を支援する雇用の確保

障がいのある方が地域で働くことは、経済的自立のためだけでなく、生きがいと潤いのある生活を送るために重要です。

アンケート調査結果をみると、現在仕事をしていない方の約3人に1人が、今後就労する意向があると回答しており、今後仕事をするために必要なことについては、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「職場の障がい者に対する受入環境の整備」などの回答が多くなっています。行政自らが障がいのある方の雇用に努めるとともに、各種適応支援制度の活用を民間事業所へ周知し、積極的な障がい者雇用の促進を働きかけることで就業拡大を図ります。

また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労[※]の場の確保・充実や職業リハビリテーションの推進を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がいのある方が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

4 豊かで安心のある生活支援の基盤づくり

障がいなどの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、健全な暮らしを支える上で重要です。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がいのある方の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージ[※]や心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供や医療・福祉を支える人材の確保・育成に努めます。

アンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知度は約3割と低く、制度を知らない方は過半数を占めていることから、障がいのある方も自ら決定し選択できる生活を送れるよう、成年後見制度等の周知・利用促進に努めるとともに、障がいのある方本人や家族、関係者にとって相談しやすい環境の整備、適切なサービス提供体制の確保を図ります。

※ 福祉的就労：障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

※ ライフステージ：人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

5 快適で人にやさしい環境づくり

障がいのある方が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での配慮や、バリアフリー[※]、ユニバーサルデザイン[※]の生活空間づくりが重要です。

地域ぐるみで障がいのある方の安全を見守る支え合いのネットワークづくりを図るとともに、公共公益施設、道路、交通機関などにおけるバリアフリー化の更なる推進に努めます。外出支援サービスについては高齢者施策などとの連携をはじめ、デマンドタクシーの利用支援など、むらづくり全体の計画に基づき取り組みます。

アンケート調査結果をみると、災害時要援護者台帳について、「知っている」または「聞いたことがある」と回答した方は約2割となっており、「知らない」と回答した方は約7割を占めていることから、制度の周知や災害時の避難支援体制の構築に努め、日常生活の安全のみならず、災害など緊急時の安全の確保を図ります。

※ バリアフリー： 障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)となるものを除去すること。

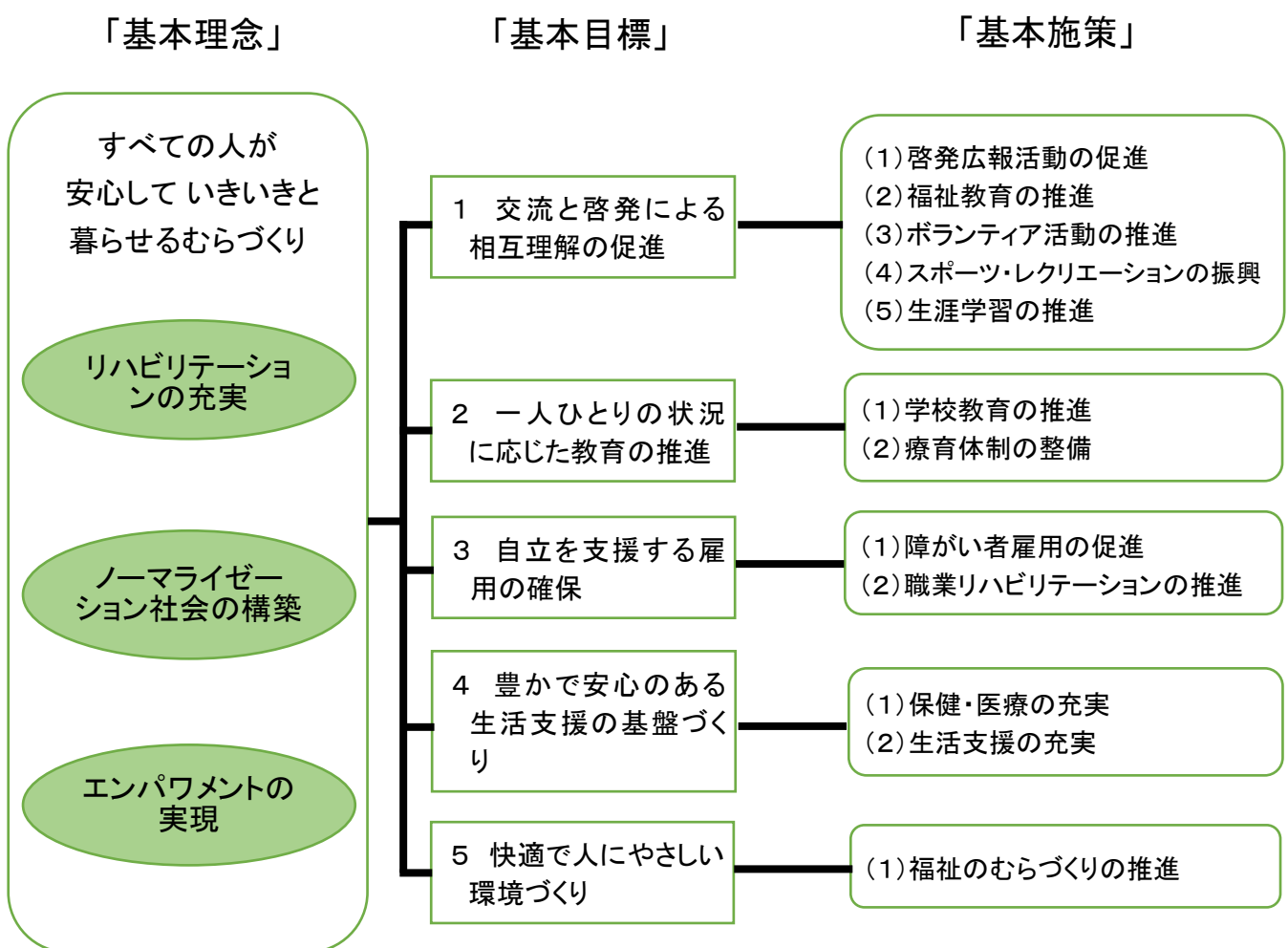
※ ユニバーサルデザイン： 障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。

第3節 施策の体系

基本理念である「すべての人が安心していきいきと暮らせるむらづくり」により、障がいをもつ本人や家族、村民や地域が、共に手を取り、支え合える福祉社会の構築を目指します。

そのために、生活のあらゆる場面で支援できるように、総合的・体系的な施策を展開します。

また、障がいのある方や、村民にわかりやすい計画になるよう、関連施策を分野ごとにまとめることとします。



第4章 障がい者施策の展開

第1節 交流と啓発による相互理解の促進

基本目標	基本施策	施策内容
第1節 交流と啓発による相互理解の促進	1 啓発広報活動の促進	① 障害者週間 [※] の周知・PR ② 各種情報の提供 ③ 合理的配慮の推進
	2 福祉教育の推進	① 福祉教育の充実
	3 ボランティア活動の推進	① 学校におけるボランティアの育成・支援 ② 地域におけるボランティアの育成・支援
	4 スポーツ・レクリエーションの振興	① スポーツイベントの開催
	5 生涯学習の推進	① 文化活動の充実

〔現状と課題〕

「広報おおたま」をはじめ、村のホームページなど様々な媒体で、障がい者施策の提供や諸制度の周知に努めてきましたが、広報紙では、視覚障がい者をはじめ障がいのある方にとって、利用しづらさが課題です。

地域の障がいに対する理解を促進するためには、障がいのある方の積極的な社会参加が必要となるため、交流機会の拡充を、福祉施設等と協働[※]で引き続き推進していく必要があります。

村と障がいのある方との接点として、民間ボランティア団体やNPO法人、社会福祉協議会[※]、赤十字奉仕団等の団体の活動が期待されています。

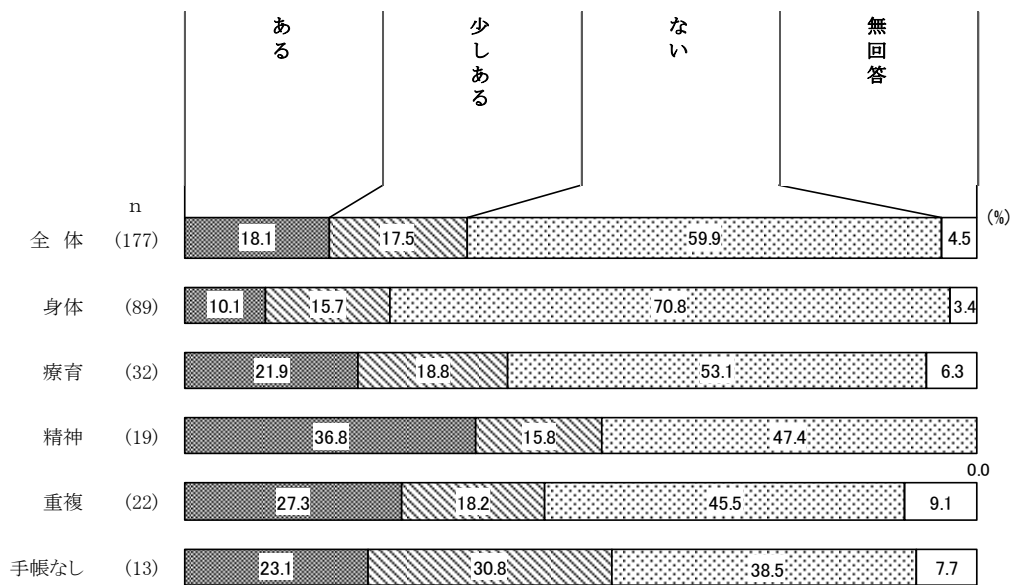
※ 障害者週間：「障害者週間」は、平成 16 年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年 12 月3日から 12 月9日までの1週間となっている。

※ 協働：住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し共に取り組むこと。

※ 社会福祉協議会：社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。

アンケート調査では、障がいを理由に差別やいやな思いをした経験について、全体では「ない」が 59.9%となっていますが、「ある」(18.1%)と「少しある」(17.5%)を合わせた『ある』が 35.6%と、約3人に1人が差別やいやな思いをした経験があることが分かります。差別やいやな思いをした場所については、「学校・仕事場」、「外出先」、「住んでいる地域」との回答が多くみられることから、村全体で障がいへの正しい理解を深めていくための取り組みを引き続き行っていく必要があります。

【差別やいやな思いをした経験】



※単数回答

【差別やいやな思いをした場所】

		(上段:件 下段:%)									
		調査数	学校・仕事場	外出先	住んでいる地域	仕事を探すとき	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	通所施設・入所施設	その他	無回答
全体		63	27	21	12	6	6	5	5	2	3
		100.0	42.9	33.3	19.0	9.5	9.5	7.9	7.9	3.2	4.8
手帳別	身体	23	9	8	6	2	1	2	3	1	-
		100.0	39.1	34.8	26.1	8.7	4.3	8.7	13.0	4.3	-
	療育	13	5	6	2	1	2	1	-	1	1
		100.0	38.5	46.2	15.4	7.7	15.4	7.7	-	7.7	7.7
	精神	10	8	2	-	2	1	1	-	-	-
		100.0	80.0	20.0	-	20.0	10.0	10.0	-	-	-
重複	10	3	2	3	1	2	1	2	-	1	
	100.0	30.0	20.0	30.0	10.0	20.0	10.0	20.0	-	10.0	
手帳なし	7	2	3	1	-	-	-	-	-	1	
	100.0	28.6	42.9	14.3	-	-	-	-	-	14.3	

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

〔施策の方向〕

障がいのある方への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な媒体を活用した広報活動と、様々な福祉機関・施設と協働する機会の拡充・拡大を図ります。

障がいのある方が地域活動に参加することは、障がいのある方自身の生活の質（QOL）の向上や自己実現につながるだけでなく、村民同士の交流の拡大やむらづくりへの発展にも寄与するため、障がいのある方を対象としたスポーツ・文化活動の展開を図るとともに、生涯学習講座や自主的なグループ活動などで、障がいの有無を問わず楽しめるよう事業の拡充を図ります。

また、身近な地域での活動・交流の場の充実や、施設のバリアフリー化、参加しやすいプログラムづくりなど、障がいのある方が気軽に参加できる環境づくりに努めます。

1 啓発広報活動の促進

① 障害者週間の周知・PR

関係団体などと連携して、「障害者週間」等における啓発活動を推進し、障がいや障がいのある方に対する正しい知識の普及と偏見の解消に努めます。あだち地方地域自立支援協議会[※]を活用して、地域の関係機関・ボランティア団体等への働きかけを行うとともに、障がいのある方の積極的な社会参加を目指し、引き続き福祉施設などと連携し、障がいのある方と地域との交流機会の拡充に努めます。

[※] 地域自立支援協議会：障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。

② 各種情報の提供

福祉に関する講座や、障がいのある方等を対象とするイベント活動について、村ホームページや「広報おおたま」への情報掲載、大玉村社会福祉協議会の「社協だより」、「大ボラタイム」、「ファミサポ通信」への情報提供を引き続き行います。また、視覚障がい者への情報提供をはじめ、障がいのある方向けの広報媒体（点字・音声等）について検討します。

③ 合理的配慮の推進

障がいのある方が誤解や偏見、社会的不利益を受けることがないように、障がい者差別や偏見の解消に向けた啓発活動を広く推進します。

障がいのある方に対する不当な差別的取り扱いが行われないよう、コミュニケーション支援の対応や行政機関等における障がいの特性に応じた合理的配慮について、村民及び事業所・関係機関、地域に周知・啓発するとともに、司法手続きや選挙、国家資格の取得等における配慮についても必要に応じて、対応を検討します。

また、平成 28 年 4 月に策定した「障がいを正しく理解し、適切に対応するための配慮マニュアル」に基づく適切な配慮を今後も推進していきます。

2 福祉教育の推進

① 福祉教育の充実

小・中学校における総合的な学習の時間を通して、児童・生徒の発達段階にあわせ、社会福祉についての理解を深めるとともに、思いやりの心、いたわりの心の醸成を進めます。

今後も大玉村社会福祉協議会と連携し、車いす体験など障がいの理解につながる教育を行っていくとともに、障がいのある子どもと、障がいのない子どもや、地域の方々が共に活動する交流教育の充実に努めます。

3 ボランティア活動の推進

① 学校におけるボランティアの育成・支援

ボランティア活動の活性化を図るため、学校教育のなかで、社会活動の実践と社会的意義を学ぶとともに、引き続き大玉村社会福祉協議会と連携し、障がいに関する調べ学習を行い、支援について考える機会を設けていきます。

② 地域におけるボランティアの育成・支援

大玉村社会福祉協議会におけるボランティアサポートセンターの活動を支援し、ボランティア活動の推進と育成を図ります。

ボランティアネットワークを活用し、ボランティア情報の提供を図るとともに、技術を取得する場の確保に努めます。

大玉村社会福祉協議会活動との協働を図り、各種情報を積極的に周知するとともに、福祉機関などのマンパワーを活用できるような体制づくりに努めます。

4 スポーツ・レクリエーションの振興

① スポーツイベントの開催

福島県障がい者総合体育大会をはじめ、障がいのある方のスポーツ関連イベントの周知を図り、参加者への支援に努めます。

近隣市と連携・協力し、障がい者スポーツの指導者の育成・確保、施設面の整備や相互利用などを計画的に推進します。

5 生涯学習の推進

① 文化活動の充実

障がいのある方が、生涯にわたり楽しみや生きがいをもって生活できるよう、それぞれの特性に応じた文化活動の情報発信に努めます。

本村では「文化祭」、「文化のつどい」、「ふるさとコンサート」などの文化活動を実施しており、これらの事業へ障がいのある方が参加し、交流を図れるよう、大玉村農村環境改善センター、あだたらふるさとホール等のバリアフリー化を検討し、配慮した運営に努めます。

第2節 一人ひとりの状況に応じた教育の推進

基本目標	基本施策	施策内容
第2節 一人ひとりの状況 に応じた教育の推進	1 学校教育の推進	① 特別支援教育※の充実 ② 相談支援体制の整備
	2 療育体制の整備	① 相談体制の確立 ② サービスの連携体制の確立 ③ 早期療育の充実 ④ 職員の資質向上

〔現状と課題〕

現在、障がいのある児童だけでなく、学習困難、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、不登校・不適応、心身症・神経症等の精神神経疾患など、様々な療育上の問題を抱える子どもが増えており、早期からの関わり合いや子どもと子育て家庭の支援が重要となっています。

安達管内には特別支援学校※がないために管外の特別支援学校に通学しなければならず、通学距離が長く通学に要する時間も長時間になっています。そのため、特別な教育を必要とするものの、学校が遠い等の理由で地元の学校へ就学する児童・生徒もいます。

また、障がいの疑いがある場合、医療機関を紹介した際に、なかなか予約が取れず、必要なタイミングでの受診が困難な状況にあり、早期療育に向けた体制が整っているとはいえません。

障がいのある児童・生徒の発育、発達、教育や就学など、様々な課題に適切かつ総合的に対応できるよう、関係機関の連携を強化するとともに、人材の育成・確保を充実する必要があります。

※ 特別支援教育：従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

※ 特別支援学校：視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成 19 年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。

アンケート調査では、通園・通学先に望むことは「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が76.9%と最も多く、次いで「先生の障がいに対する理解を含め、子どもの能力や障がいに適した指導をしてほしい」(69.2%)、「個別指導を充実してほしい」、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」(ともに38.5%)となっており、相談や関わりなど寄り添いながら自立に向けた支援の体制づくりが求められています。

【通園・通学先に望むこと】

		(上段:件 下段:%)											
		調 査 数	し の 就 学 相 談 制 度 を 充 実 し て ほ し い	し や 解 を 含 め 障 が い に 適 し た も の 指 導 を 充 実 し て ほ し い	い 個 別 指 導 を 充 実 し て ほ し い	会 を 増 や し よ う な 交 流 機 会 を 充 実 し て ほ し い	施 設 、 設 備 、 教 材 を 充 実 し て ほ し い	進 普 通 学 級 へ の 受 け 入 れ を 充 実 し て ほ し い	管 理 的 な よ う な 導 入 等 を 充 実 し て ほ し い	医 療 的 な ア ー ス 等 を 充 実 し て ほ し い	そ の 他	特 に 希 望 す る こ と は な い	無 回 答
全体		13 100.0	10 76.9	9 69.2	5 38.5	5 38.5	3 23.1	-	-	-	-	1 7.7	1 7.7
手 帳 別	身体	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-
	療育	6 100.0	4 66.7	4 66.7	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-	1 16.7	-
	精神	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-
	重複	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	手帳なし	3 100.0	2 66.7	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

〔施策の方向〕

障がいのある子どもが、その可能性を最大限に伸ばして成長し、社会的に自立して生活できるために、それぞれの個性と障がいの特性に応じた教育が受けられるよう、インクルーシブ教育^{*}の推進と基礎的環境の整備に努めます。

また、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努め、児童・生徒一人ひとりに適した特別支援教育を推進します。

1 学校教育の推進

① 特別支援教育の充実

学校教育において、障がいの状態や能力・適性などに応じた指導や配慮がなされるよう努めます。

特別支援教育の推進を図るため、安達管内における特別支援学校の早期設置に向け、近隣市や県と連携して取り組んでいます。また、特別支援教育支援員を各学校に適切に配置し、配置検討会で情報を共有することで、特別支援学級の児童・生徒それぞれに合った支援を行っています。

通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、個別の教育支援計画・指導計画の作成に努めます。

さらに、特別支援学校が新たに設置された場合、地域の学校との交流等を通し、地域の児童・生徒とともに学ぶ機会を設けることを検討します。

② 相談支援体制の整備

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの相談窓口を児童生徒・保護者に周知し、いつでも相談できる体制を整えており、就学前から就学中、卒業後の継続した相談支援を行っています。保護者や本人の考えや意見を聞きながら、特別な教育の必要性について共通認識をもち、保護者への情報提供に努めます。

幼児・児童・生徒に対する就学前相談や特別支援学校進学者に対する個別相談等、就学指導については、保護者、幼稚園・学校との連携のもと、適切な就学ができるよう、引き続き体制を整えていきます。個別の支援を必要とする子どもや家族に対しては、教育支援委員会で関係機関と情報を共有し、適切な支援を行います。また、養育支援連絡会の開催方法等を見直し、一人ひとりに適した個別の教育支援計画を作成していきます。

^{*} インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組み。そこでは、障がいのある方が一般的な教育制度から排除されないこと、合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

2 療育体制の整備

① 相談体制の確立

障がいの種類や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉、その他のサービスのコーディネートや専門的な機関への紹介など、相談体制の充実を図ります。

安達管内に設置されている相談支援事業所は、平成 30 年度 6 月より 1 事業所増え、「福島県あだち地域相談センターあだたら」、「にこにこふれあいセンター」、「相談支援事業所菊の里」、「ふりーらんす」の 4 事業所となっています。

また、相談支援事業所、あだち地方地域自立支援協議会、県北保健福祉事務所、児童相談所、行政が連携して相談支援体制の強化に取り組んでいます。

② サービスの連携体制の確立

障がい者支援施設、医療機関、教育機関、特別支援学校等との連携を図りながら、家庭、児童の要望に対応できるよう引き続き支援に努めます。

医療機関受診を勧めるうえで、予約が取れず、受診が数か月先になることもあることから、必要なタイミングでの受診ができるよう、連携体制の強化を図ります。

個人情報などに留意し、相談・療育を一貫して行えるように関係機関職員との連携を図ります。

③ 早期療育の充実

3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査等によりスクリーニングを行い、専門機関・医療機関との連携を図り、障がいの早期発見・早期療育に努めます。

あわせて、児童発達支援[※]に携わっている事業所及び関連機関などを含めた情報共有や支援体制の確保に努めるとともに、あだち地方地域自立支援協議会のすくすく広場を開催し、地域で療育指導、相談が受けられる療育機能の充実を図ります。

④ 職員の資質向上

複雑、多様化しつつある施策ニーズに対し、適切に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通し、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識、福祉意識の向上に努めます。

また、教職員が発達障がいのある児童・生徒への理解を深めるための研修等を検討します。

[※] 児童発達支援：障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。

第3節 自立を支援する雇用の確保

基本目標	基本施策	施策内容
第3節 自立を支援する雇用の確保	1 障がい者雇用の促進	① 法定雇用率達成の促進 ② 事業主に対する援護措置 ③ 事業者への支援
	2 職業リハビリテーションの推進	① 職業訓練の充実

〔現状と課題〕

障がいのある方の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就業になかなか結びつかないことが多く、ハローワーク*などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。職場適応への支援については、雇用前の「職場適応訓練」（訓練を事業主（職親）に委託）や、試行雇用期間の「トライアル雇用*」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ*）制度」、正式雇用後の「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあります。

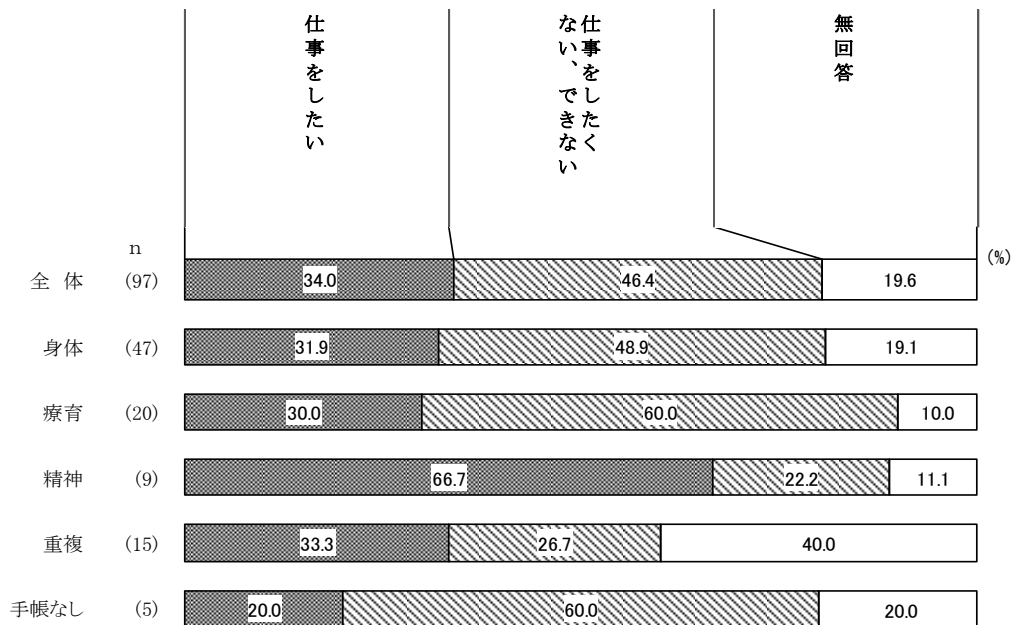
事業所側に各障がいの特性について理解を深めてもらう必要がありますが、制度の周知などを含めた情報提供が十分ではないため、ハローワークや障害者職業センターと連携した情報提供が求められます。

福島県内の障がい者の法定雇用率達成事業所の割合は 55.7%（令和 2 年 6 月の調査）となっており、全国平均（48.6%）と比べると高い方ではありますが、まだまだ障がい者の雇用は進んでいないのが現状です。また、障がい者の雇用の内訳も、身体障がい者は多いものの、知的障がい者や精神障がい者の割合は低い水準にあります。

- * ハローワーク： 公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
- * トライアル雇用： 一定期間の試行的雇用。障がい者雇用をためらっている事業所に対して、試行雇用の形での受け入れを要請し、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけとするもの。
- * ジョブコーチ(職場適応援助者)： 障がい者のある方等が、職場に適応することを容易にするため、事業所に派遣されたり、職業習慣の確立や同僚への障がい者特性に関する理解の促進を図る者。配置型と訪問型があり、配置型は地域障がい者職業センターに配置され、就職等の困難性の高い障がい者を重点的な支援対象として支援を行う。訪問型は社会福祉法人等に雇用され、訪問型職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者で、必要な経験及び能力を有する者が支援を行う。

アンケート調査では、現在仕事をしていない方の今後の就労意向について、全体では「仕事をしたくない、できない」が46.4%となっていますが、「仕事をしたい」が34.0%と、約3人に1人が、就労意向があることが分かります。仕事をするために必要なことについては、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「職場の障がい者に対する受入環境の整備」などの回答が多くみられることから、働く方本人と働く職場において相互で理解し合う環境づくりに今後も努めていく必要があります。

【今後の就労意向】



※単数回答

【仕事をするために必要なこと】

		調査数	通勤手段の確保	短時間勤務や勤務日数などの配慮	職場の障がい者に対する受入環境の整備	職場の上や同僚に障がいがあること	在宅勤務の拡充	職場で介助や援助などが受けられること	就労支援機関の連携	企業ニーズに沿った就労訓練	仕事に対する対応、支援	勤務場所における配慮	その他	無回答
全体		33	13	12	11	11	6	6	6	6	4	2	2	8
		100.0	39.4	36.4	33.3	33.3	18.2	18.2	18.2	18.2	12.1	6.1	6.1	24.2
手帳別	身体	15	5	4	2	3	3	1	-	2	2	1	-	6
		100.0	33.3	26.7	13.3	20.0	20.0	6.7	-	13.3	13.3	6.7	-	40.0
	療育	6	3	2	3	3	2	3	2	2	1	-	1	1
		100.0	50.0	33.3	50.0	50.0	33.3	50.0	33.3	33.3	16.7	-	16.7	16.7
	精神	6	4	4	3	4	1	2	2	2	1	1	-	-
		100.0	66.7	66.7	50.0	66.7	16.7	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	-	-
重複	5	1	2	3	1	-	-	2	-	-	-	-	-	1
	100.0	20.0	40.0	60.0	20.0	-	-	40.0	-	-	-	-	-	20.0
手帳なし	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

〔施策の方向〕

障がい者雇用についての事業所の理解はまだまだ十分とはいえず、こうした各種制度の活用を促進しながら、村内における障がい者雇用を恒常化していくとともに、障がいのある方の職業能力の開発に努め、それぞれの適正や能力に応じた就労の場が確保されるよう、様々な形態の就労の場の整備を進めます。

1 障がい者雇用の促進

① 法定雇用率達成の促進

ハローワークと連携し、法定雇用率を達成するため、特別枠の障がい者採用、雇用率の目標値設定等、雇用機会の拡大を事業所に要請します。

行政自らが、障がいのある方の雇用に努めるとともに、あだち地方地域自立支援協議会とハローワークが連携し、障がい者雇用について事業所に働きかけます。また、年1回のお仕事フェアの開催やトライアル雇用・ジョブコーチ制度などの周知を行い、常用雇用への移行や雇用のきっかけを促進します。

② 事業主に対する援護措置

今後も継続して、あだち地方地域自立支援協議会、ハローワーク、商工会の連携を図り、国や県が行っている民間企業への障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金をはじめ、税制上の特例など諸制度の周知広報に努め、多様な障がいの特性に応じた雇用の促進を働きかけます。

障がい者雇用に関するノウハウがない事業所に対し、ジョブコーチによる職場適応のための人的支援を拡充します。

③ 事業者への支援

障がいの種類に応じた適切な雇用の促進を支援していきます。

あだち地方地域自立支援協議会とハローワーク、商工会と連携し、お仕事フェアを実施し、障がいに関する理解を図り、雇用の拡大に努めます。また、合理的配慮の理念の下、障がい福祉サービス事業所通所者の工賃向上や職域の拡大などに取り組みます。

2 職業リハビリテーションの推進

① 職業訓練の充実

あだち地方地域自立支援協議会等で、医療、保健、福祉、教育分野の関係機関と職業リハビリテーションについての共通認識を醸成し、地域における就労支援のネットワークを形成します。

障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、職場適応訓練などを通じ、技能や能力の向上に努めるとともに、その他の職業リハビリテーションの実施についても検討します。

第4節 豊かで安心のある生活支援の基盤づくり

基本目標	基本施策	施策内容
第4節 豊かで安心のある生活支援の基盤づくり	1 保健・医療の充実	① 障がいの予防、早期発見 ② 保健事業の充実 ③ 心の健康づくり・自殺予防の推進 ④ 相談支援体制の充実 ⑤ 障がい福祉を支える人材の育成・確保
	2 生活支援の充実	① 生活援助事業及び生活支援の充実 ② 年金、手当などの充実と制度の周知 ③ 家族等介護者へのサービスの充実 ④ 親なき後の暮らしの支援 ⑤ 日常生活自立支援事業 [※] 等の周知と利用の促進 ⑥ 地域共生社会 [※] の実現に向けた取り組み

〔現状と課題〕

地域における多様なニーズに対応するため、個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人やその世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくことや、障がい、子育て、高齢といった分野をまたがった総合的な支援が必要になってきています。

本村では、乳幼児健康診査を中心に、障がいの早期発見や早期療育、医療費の支援などに努めるとともに、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に規定されたサービスの提供体制の構築を近隣市と連携して進めています。3歳児健康診査の段階では、自閉症などにみられる社会性の発達の遅れなどが年齢的に判断できず、発見や支援が遅れる可能性があります。こうした現状を踏まえて、本村では5歳児健康診査を実施しています。幼稚園で集団生活を経験した子どもの心身の状態を把握することで、発達の遅れ等に対する早期発見や、個々の障がいに応じた適切な支援につなげることができます。

また、精神障がい者が増加傾向にあることから、障がいのある方やその家族が相談しやすい体制を整え、心の健康づくりにも取り組んでいく必要があります。

※ 日常生活自立支援事業：判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。

※ 地域共生社会：制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

アンケート調査では、日常生活で介助が必要な方の主な介助者について、全体の64.8%が「父母・祖父母・兄弟」と回答しているが、本村でも高齢化が徐々に進んでいることが伺えるため、障がいのある方の親なき後の暮らしの確保に向けて、住まいや生活支援の提供、意思決定の支援等が課題であるといえます。

また、成年後見制度を認知しているかについて、「はい」と回答した方は全体の32.8%となっていますが、「いいえ」と回答した方は52.5%と過半数を占めていることから、障がいのある方も自ら決定し、選択できる生活を送れるよう、成年後見制度の周知を行っていく必要があります。

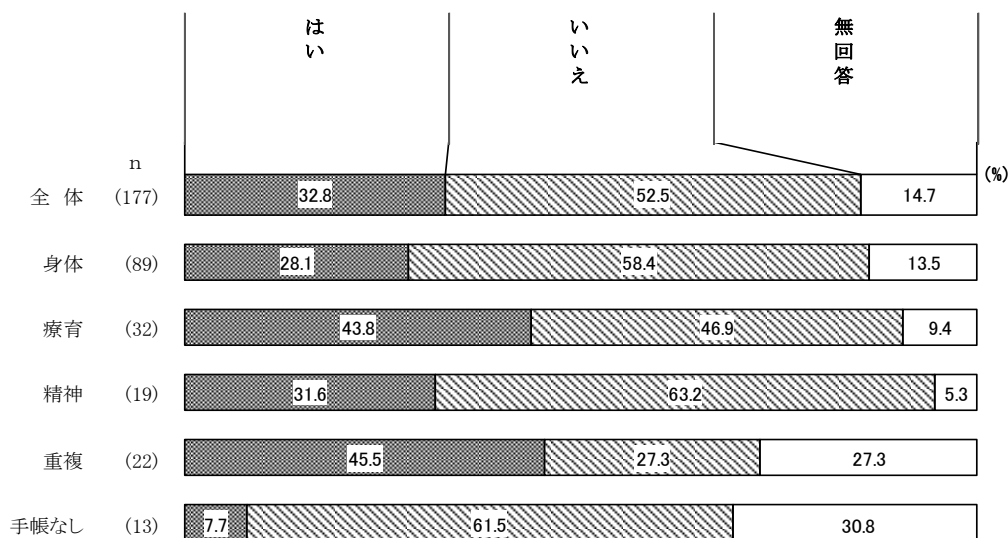
【主な介助者】

		(上段:件 下段:%)						
		調査数	父母・祖父母・兄弟	配偶者(夫または妻)	ホームヘルパーや施設の職員	子ども	その他(ボランティア等)	無回答
全体		91	59	23	22	9	2	1
		100.0	64.8	25.3	24.2	9.9	2.2	1.1
手帳別	身体	35	12	20	10	7	-	-
		100.0	34.3	57.1	28.6	20.0	-	-
	療育	27	23	-	9	-	-	1
		100.0	85.2	-	33.3	-	-	3.7
	精神	9	8	1	-	1	1	-
		100.0	88.9	11.1	-	11.1	11.1	-
重複	14	11	1	3	1	1	-	
	100.0	78.6	7.1	21.4	7.1	7.1	-	
手帳なし	5	4	1	-	-	-	-	
	100.0	80.0	20.0	-	-	-	-	

※複数回答

※■は各属性で最も割合が高いもの。

【成年後見制度の認知】



※単数回答

〔施策の方向〕

健やかで安心した生活を送るためには、日ごろから心身の健康に対する様々な支援が必要です。

母子保健・子育て支援事業の充実に努めるとともに、乳幼児健康診査や健康相談などで発見された発育・発達上の課題のある子どもやその保護者に対し、適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実に努めます。

また、村と村内外の医療機関が連携を図り、障がいのある方が健康を保持・増進し、地域で安心して生活できるよう保健サービスの充実に努めます。

本村では、精神障がい者が増加傾向にあることも踏まえ、障がいのある方やその家族等が相談しやすい体制の整備を図り、体の健康のみならず、心の健康づくりにも取り組んでいきます。

さらに、障がいのある方の親なき後の暮らしの確保に向けて、成年後見制度等の周知に努めるとともに、自立した生活の体験等を行えるよう、地域生活支援コーディネーターを配置し、支援を行います。

1 保健・医療の充実

① 障がいの予防、早期発見

乳幼児健康相談などを通し、早期から乳幼児の発達を確認し、障がいの疑いのある場合は医療機関などへの紹介を行うとともに、必要なタイミングで受診できるよう体制を整えます。また、保護者に対し訪問や相談支援を行います。

② 保健事業の充実

妊婦を対象とした日常生活や健康状態についての相談対応、子育て世代包括支援センターにおける妊婦後期訪問等を実施し、母子ともに健康な出産、育児ができるよう努めます。

③ 心の健康づくり・自殺予防の推進

心の健康づくりについて、健康・家族・職場・経済などの悩みから起こる心の負担を軽減するため、相談支援、心のケアを推進します。

自殺は健康、経済生活、家族・職場のあり方など様々な要因が複雑に関係しているといわれており、心の健康づくりをはじめ、自殺死亡率の低減や予防対策を推進するため、自殺対策計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない大玉村」を目標として取り組んでいきます。

④ 相談支援体制の充実

あだち地方地域自立支援協議会において、心身に障がいの心配のある幼児と保護者を対象に、遊びを通して障がいの状況及び療育の状況を把握し、保護者間の交流や相談、専門機関の紹介を行う「すくすく広場」や、特別支援学級ならびに学校に通っている児童の保護者を対象に、グループミーティングを行う「情報交換会」などを実施しています。

身体・知的・精神の各障がいのある方、障がいのある児童及びその家族等に対し、より専門的な支援を図ることを目的とし、相談支援事業所「福島県あだち地域相談センターあだたら」、「にこにこふれあいセンター」、「菊の里」、「ふりーらんす」へ業務を委託し、情報提供や必要な支援を行っています。

今後も、障がいのある方本人や家族、関係者にとって相談しやすい環境の整備を図るとともに、相談支援機関、教育機関、事業所、地域の民生児童委員等と連携を図りながら、サービスの質の向上と相談体制の充実・強化に努めます。

地域の身近な相談相手として、民生児童委員の活動を支援するとともに、気軽に安心して相談できるように、プライバシーに配慮した対応などに努めます。

あわせて、障がい福祉サービスをはじめ各種サービスの内容、サービス利用にあたっての手続きなどを「広報おおたま」や村ホームページ及び各窓口で周知し、今後も必要な更新を行いながら、有効に活用します。

⑤ 障がい福祉を支える人材の育成・確保

障がいのある方も地域で自立した生活を送るためには、多様なニーズに対応できる相談支援体制、適切なサービスの提供体制の確保が重要であり、それを担う人材の育成・確保が求められます。

本村では地域生活支援コーディネーターを配置する等、人材の確保・育成に努めており、今後も障がい福祉・保健・医療を支える人材の育成・確保に努めます。

2 生活支援の充実

① 生活援助事業及び生活支援の充実

障がいのある方が情報機器を使用できるよう、地上デジタル放送対応ラジオやアイドラゴンの支給を行い、アクセシビリティの向上を図るとともに、障がい者の情報バリアフリー化を支援します。

② 年金、手当などの充実と制度の周知

障害基礎年金、特別障害手当等の受給に関する手続きや、相談に対応します。

各種手当や助成、軽減措置など、多様で分かりやすい情報提供に努めます。

各種制度の周知について、手帳交付時、「広報おおたま」、村ホームページなどで実施するとともに、民生児童委員の研修会の場や、各障がい者団体などを通して周知に努めます。

税の控除等（所得税、村県民税、自動車税、自動車取得税、相続税、小額預金の利子所得等の非課税）、公共料金（NHK公共受信料等）の割引、各種交通機関の割引等、対象者に対して确实かつ円滑に利用できるよう、今後も制度の周知に努めます。

③ 家族等介護者へのサービスの充実

福祉・保健・医療の関係機関と連携を図りながら、在宅支援の充実を促進します。難病患者の障がい福祉サービスの利用に向けた情報提供など関係機関と連携して取り組みます。

④ 親なき後の暮らしの支援

障がいのある方の親なき後の暮らしの確保に向けて、相談や権利擁護[※]事業、生活支援、住まい、緊急時の対応や地域の支援体制などの課題を含めて地域における居住支援のニーズを把握し、今後の方策を検討します。

平成 31 年 4 月から民間集合住宅の 1 室を利用した、自立生活が体験できる体験の場づくりを行っており、令和 2 年 4 月からは体験機会の提供や緊急時に対応できる支援体制の構築を図るため、地域生活支援コーディネーターを配置しています。

また、親なき後の住まいとして、グループホームの確保、公営住宅の活用を検討します。

⑤ 日常生活自立支援事業等の周知と利用の促進

障がいのある方等の権利を守り、意思決定を支援するため、社会福祉協議会など関係機関と連携し、日常生活自立支援事業（権利擁護事業）や成年後見制度[※]の周知に努めます。権利擁護に係る相談支援と法人後見[※]などの体制づくりに取り組みます。

成年後見制度の利用促進のために、身寄りのない重度の障がいのある方等に対し、村長申立てによる審判請求や鑑定費用等の経費、後見人等の報酬の一部助成を行います。

- ※ 権利擁護：意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
- ※ 成年後見制度：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
- ※ 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

⑥ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」を解消するとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、「支え手」と「受け手」に分かれることなく支え合う、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行います。

社会保障審議会（障害者部会）報告書では、障がい福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくすべき旨や、自立支援協議会と地域ケア会議との連携等を進めるべき旨が盛り込まれているとともに、ニッポン一億総活躍プランでは、すべての方々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを行うべきとされています。

地域共生社会の実現に向けては、地域における住民相互のつながりを再構築することが必要であり、地域住民による地域づくりが重要となります。福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに地域づくりに取り組み、村は、地域の自発性や主体性を損なわないよう配慮しながら、地域住民による地域づくりの取り組みが持続するよう支援し、地域住民だけでは解決が困難な課題について、関係機関の協働の下で解決を図る体制を整えます。

障がい者、高齢者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要であることから、障がい者、高齢者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすい体制を整えることや、「地域共生社会」を実現するため、障がい福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みの構築をあだち地方地域自立支援協議会を中心に進めていきます。

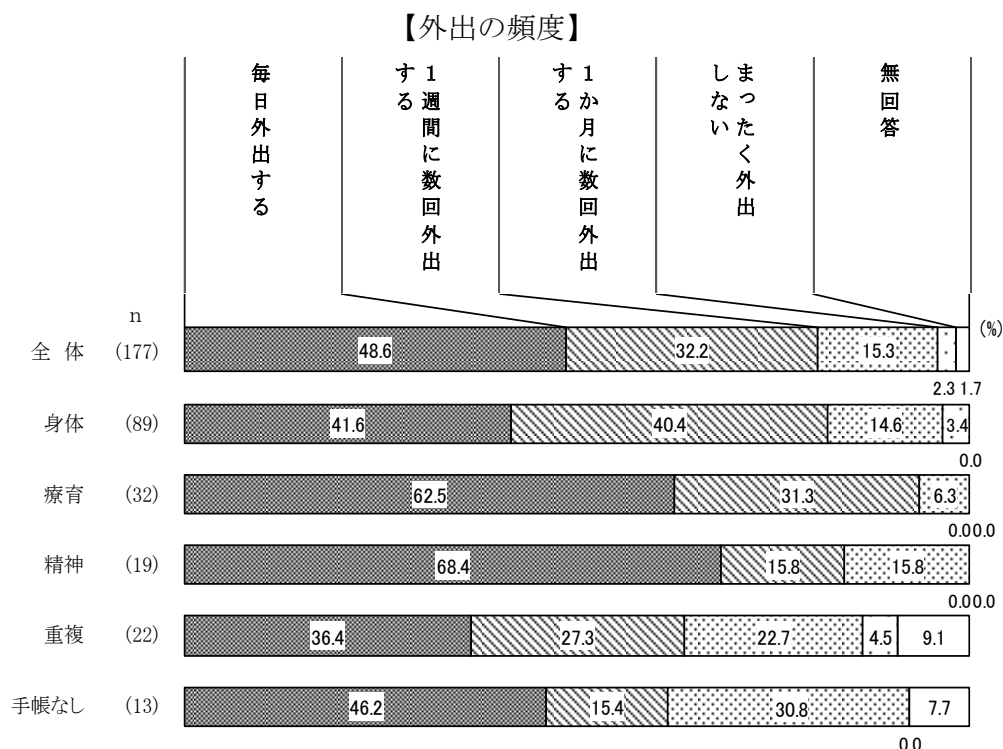
第5節 快適で人にやさしい環境づくり

基本目標	基本施策	施策内容
第5節 快適で人にやさしい環境づくり	1 福祉のむらづくりの推進	① 公共公益施設のバリアフリー化 ② 住宅リフォームの推進 ③ 生活空間の整備 ④ 移動・交通対策の充実 ⑤ 防災対策の確立 ⑥ 防犯体制の確立

〔現状と課題〕

これまでも公共公益施設におけるスロープの設置や、安全な段差のない歩道の整備に努めてきましたが、狭隘な道路が多い本村にとってバリアフリー化は困難な現状です。村民生活の利便性の向上を図るよう、福祉のむらづくりを進めていく必要があります。

アンケート調査では、外出の頻度について、「毎日外出する」が全体で48.6%と最も多く、次いで「1週間に数回外出する」が32.2%と、全体の約8割の方が1週間に数回以上外出していることが分かります。バリアフリー化を促進するとともに、外出支援については様々な方向性、可能性のもと支援が広がるように取り組んでいく必要があります。

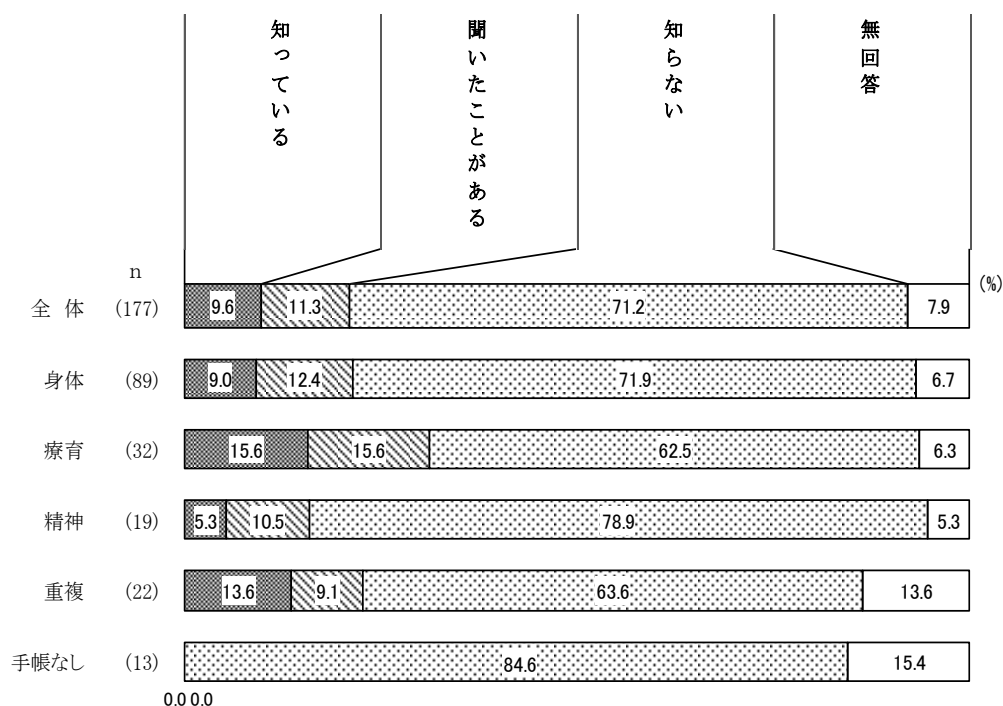


※単数回答

また、障がいのある方にとって、災害など緊急時には地域の支援が必要不可欠であるといえます。

アンケート調査では、災害時要援護者台帳の認知について、「知っている」または「聞いたことがある」と回答した方は約2割となっており、「知らない」と回答した方は約7割を占めていることから、災害時要援護者台帳の周知をはじめ、緊急時の安全を確保するための取り組みを引き続き行っていく必要があります。

【災害時要援護者台帳の認知】



※単数回答

〔施策の方向〕

障がいのある方が、地域で安全・快適に暮らしていくために、暮らしやすい住宅の確保や自由に村内を移動できる環境整備、防災・防犯面に配慮をした施策展開が必要です。

段差や出入り口、住宅や店舗などの構造、点字誘導・音声案内・文字表示案内など、物理的なバリア（障壁）を点検・改善し、障がいのある方が暮らしやすい生活空間づくりに努めます。

また、災害時要援護者避難支援制度の充実などにより、一人ひとりの障がい特性に応じた防災・防犯対策の強化に努めます。

1 福祉のむらづくりの推進

① 公共公益施設のバリアフリー化

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき公共公益施設のバリアフリー化が義務付けられていることから、公共公益施設のバリアフリー化を引き続き推進します。新しく建設する施設においては、障がいのある方もない方も、すべての方が利用しやすいユニバーサルデザインを目指します。

② 住宅リフォームの推進

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障がい者（児）が、段差解消や手すりの取付けなど、住環境の改善を行う場合に、住宅改修にかかる工事費を給付します。なお、下肢・体幹などに障がいのある身体障害者手帳1～3級所持者を対象に実施します。

③ 生活空間の整備

住民の憩いの場所である公園等は、障がいのある方にとって優良なオープンスペースであるとともに、健康増進や社会参加などを進める上で重要となります。

今後も公園等の整備のほか、トイレや駐車場においても障がいのある方に配慮した整備及び適正な維持管理に努めていきます。

④ 移動・交通対策の充実

障がいのある方も気軽に外出できるよう、障がい者については無料で利用できるデマンドタクシーを運行し支援しています。より多くの方が利用できるよう、更なる周知活動に努めるとともに、今後も利用者のニーズに沿った支援の提供を検討します。

⑤ 防災対策の確立

東日本大震災を受けて、平成 23 年 8 月に一部改正された「障害者基本法」においては、防災に関する規定が追加されました。本村においても、国におけるこうした動向を踏まえつつ、防災に関し必要な施策の構築に取り組んでいます。

災害避難情報伝達のための文字表示機能付戸別受信機の整備を行い、障がいのある方の災害発生時の安全確保を図っています。また、災害時要支援者対策として要支援者台帳の作成と個別支援計画の策定を行うとともに、消防団などの防災関係機関と民生児童委員などの福祉関係機関のネットワークづくり、福祉避難所の指定・増設などを進めています。

緊急時に速やかに対応できるよう、消防団等と要支援者名簿の共有化が図られており、要請があり次第速やかに行動に移せる状況となっています。自主防災組織の設立については、設立に向けての事務を進めているものの、設立には至っていない状況であるため、引き続き、自主防災組織設立を推進します。また、大玉村防災訓練に合わせて、各関係団体との協力により、要支援者避難訓練を実施し、連携を図ります。

村内の社会福祉施設に対し、非常災害に必要な計画についての確認を行います。また、行政や消防署等、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難訓練の実施に積極的に取り組みます。

⑥ 防犯体制の確立

障がいのある方が犯罪の被害者になることがないように、地域での見守り体制の確保や防犯上のノウハウ等、安全確保に必要な情報の提供、消費者トラブルの防止及び被害からの救済等に努めます。

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

第1節 基本目標

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、障がいのある方が地域の構成員として尊重され、村民の支え合いのもと、住み慣れた地域で自立し、いきいきと安全で安心して生活できるよう、以下の3つを基本目標に掲げ、今後の施策を推進します。

1 自己選択・自己決定ができる環境づくり

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある方が自分で住みたい場所を選び、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を実現することができるよう、障がい福祉サービスや発達の支援が必要な児童への福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 村を主体とする多面的で切れ目ないサービスの提供

障害者手帳所持者のみならず、発達障がいのある方や難病患者及び発達の支援が必要な児童が、身近な地域で障がい種別を問わず障がい福祉サービスや発達の支援が必要な児童への支援サービス等を適正に受けることができるよう、村は、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、村域を超えた地域の福祉資源を最大限に活用しながら、ライフステージに沿って多面的で切れ目ないサービス・支援を目指します。

3 地域での協働・共生を目指したむらづくり

障がいのある方等の自立支援と生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、それぞれの状況を理解し合うことで、差別解消、地域安全に地域資源を活用しながら協働で取り組み、障がいのある方の身近な地域における日中活動の場や生活の場の充実と、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、就労支援の強化を図ります。

第2節 成果目標

国の基本計画及び福島県の策定方針を踏まえて本計画を推進し、計画終了年度である令和5年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成を目指した施策の充実を図ります。

【障がい福祉計画】

1 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標

入所待機者や新規入所者数の見込みを踏まえ、先を見据えた支援体制構築のため本村の実情に沿った目標を設定することとしました。

また、関係施設と連携して、グループホーム（GH）等の住環境の整備や必要な支援・資源づくりなど、住み慣れた地域で安心して暮らせるような体制づくりに努めます。

【国】 -----

- 令和5年度末時点で令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点から 1.6%以上削減する

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の数値目標

項目	第5期計画 実績値	第6期計画 目標値	備考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
施設入所者数【A】	9人	9人	全施設入所者数
地域生活移行者数【B】	0人	0人	施設入所からGH等への地域生活移行者数
	0.0%	0.0%	(【B】/【A】)
削減見込み【C】	0人	0人	削減見込数
	0.0%	0.0%	(【C】/【A】)

2 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{*}の構築」の目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者が連携した協議の場を設け、精神障がいのある方も安心して地域で生活できるよう、支援体制を検討します。

【国】 -----

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数を見込む
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場における、目標設定及び評価の実施回数を見込む
- 保健、医療（精神科医療機関、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護等の関係者の参加者数を見込む

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の数値目標

項目	第5期計画 実績値	第6期計画 目標値	備考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
協議の場の設置数	0か所	1か所	協議の場の設置か所数
協議の場の設定数	0回/年	3回/年	協議の場の設定回数
目標設定及び評価の実施回数	0回/年	1回/年	協議の場における目標設定及び評価の実施回数
関係者の参加者数	0人/年	10人/年	協議の場における関係者の参加者数

^{*}地域包括ケアシステム：介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

3 「地域生活支援拠点等の整備」の目標

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取り組みの基礎とするため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）があげられています。地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能充実のため、年1回、運用状況の検証や検討を行うことを目標とします。

【国】-----

地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する

「地域生活支援拠点等の整備」の数値目標

項 目	第5期計画 実績値	第6期計画 目標値	備 考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
支援拠点の整備数	1か所	1か所	支援拠点の整備か所数
運用状況の検証・検討数	1回/年	1回/年	運用状況の検証・検討回数

4 「福祉施設から一般就労への移行等」の目標

①福祉施設利用者の一般就労への移行

目標値の設定にあたっては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。本村では、令和5年度までに「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」を2人と設定します。

【国】-----

- 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度の1.27倍以上とする
- 令和5年度の一般就労移行者のうち、就労移行支援[※]事業の利用者数を、令和元年度の1.30倍以上とする
- 令和5年度の一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業の利用者数を、令和元年度の1.26倍以上とする
- 令和5年度の一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業の利用者数を、令和元年度の1.23倍以上とする

「福祉施設から一般就労への移行等」の目標

項目	第5期計画 実績値	第6期計画 目標値	備考
	令和元年度	令和5年度	
一般就労移行者数【A】	1人	2人	福祉施設から一般就労への移行者数
		2.0倍	(倍率)
就労移行支援事業利用者数	0人	1人	【A】のうち、就労移行支援事業の利用者数
		0倍	(倍率)
就労継続支援A型事業利用者数	0人	0人	【A】のうち、就労継続支援A型事業の利用者数
		0倍	(倍率)
就労継続支援B型事業利用者数	1人	1人	【A】のうち、就労継続支援B型事業の利用者数
		1.0倍	(倍率)

※ 就労移行支援：一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。

②就労定着支援事業

目標値の設定にあたっては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。本村では、「一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する年間延べ人数」を0人と設定します。

【国】-----

- 令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数を7割以上とする
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

「就労定着支援事業の利用及び就労定着率」の目標

項目	第5期計画 実績値	第6期計画 目標値	備考
	令和元年度	令和5年度	
(再掲) 一般就労移行者数【A】	1人	2人	福祉施設から一般就労への移行者数
就労定着支援事業利用者数【B】	/	0人	【A】のうち、就労定着支援事業の利用者数
		0.0%	(【B】/【A】)
就労定着支援事業所数【C】	/	0か所	就労定着支援事業所の見込み数
就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数【D】	0か所	0か所	就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数
		0.0%	(【D】/【C】)

※【B】・【C】について、第5期での指標は「職場定着率」であったが、第6期では「就労定着支援事業の利用者数」へ指標が変更になっているため、上記のような対応とする。

5 相談支援体制の充実・強化等【新規】

本村も国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保を図ります。

【国】-----

- 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を見込む
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を見込む
- 地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の件数を見込む
- 地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込む

「相談支援体制の充実・強化等」の目標

項目	第5期計画 実績値	第6期計画 目標値
	令和元年度	令和5年度
相談支援の実施の有無	有	有
事業者に対する指導・助言の件数	6件	9件
事業者の人材育成支援の件数	5件	10件
連携強化の取り組みの実施回数	11回	12回

6 障がい福祉サービス等の質の向上【新規】

本村も国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築を図ります。

【国】-----

- 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加者数を見込む
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析した結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む

「障がい福祉サービス等の質の向上」の目標

項目	第5期計画 実績値	第6期計画 目標値
	令和元年度	令和5年度
研修への参加者数	1人	1人
分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無
分析結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	0回	0回

【障がい児福祉計画】

1 児童発達支援センターの整備

計画期間においては、広域的な視点を取り入れながら確保方策を検討します。

【国】-----

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）
- 令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

「児童発達支援センターの整備」の目標

項目	第1期計画 実績値	第2期計画 目標値	備考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
支援センター整備数	0か所	1か所	支援センター整備か所数

「保育所等訪問支援事業所の整備」の目標

項目	第1期計画 実績値	第2期計画 目標値	備考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
支援事業所整備数	0か所	1か所	支援事業所整備か所数

2 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

主に重症の心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は難しい面があるため、計画期間においては、広域的な視点を取り入れながら確保方策を検討します。

【国】-----

- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）

重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	第1期計画 実績値	第2期計画 目標値	備考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
支援事業所整備数	0か所	1か所	支援事業所整備か所数

重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	第1期計画 実績値	第2期計画 目標値	備考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
デイサービス事業所整備数	0か所	1か所	デイサービス事業所整備か所数

3 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置

支援を必要とする医療的ケアが必要な子どもの支援に関して、関係機関の連携を図るため、協議の場を確保するとともに、医療的ケア児に対するコーディネーターを1人配置することを目標とします。

【国】-----

- 令和5年度末までに、各圏域及び各市町村に、医療的ケア児支援について保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」の目標

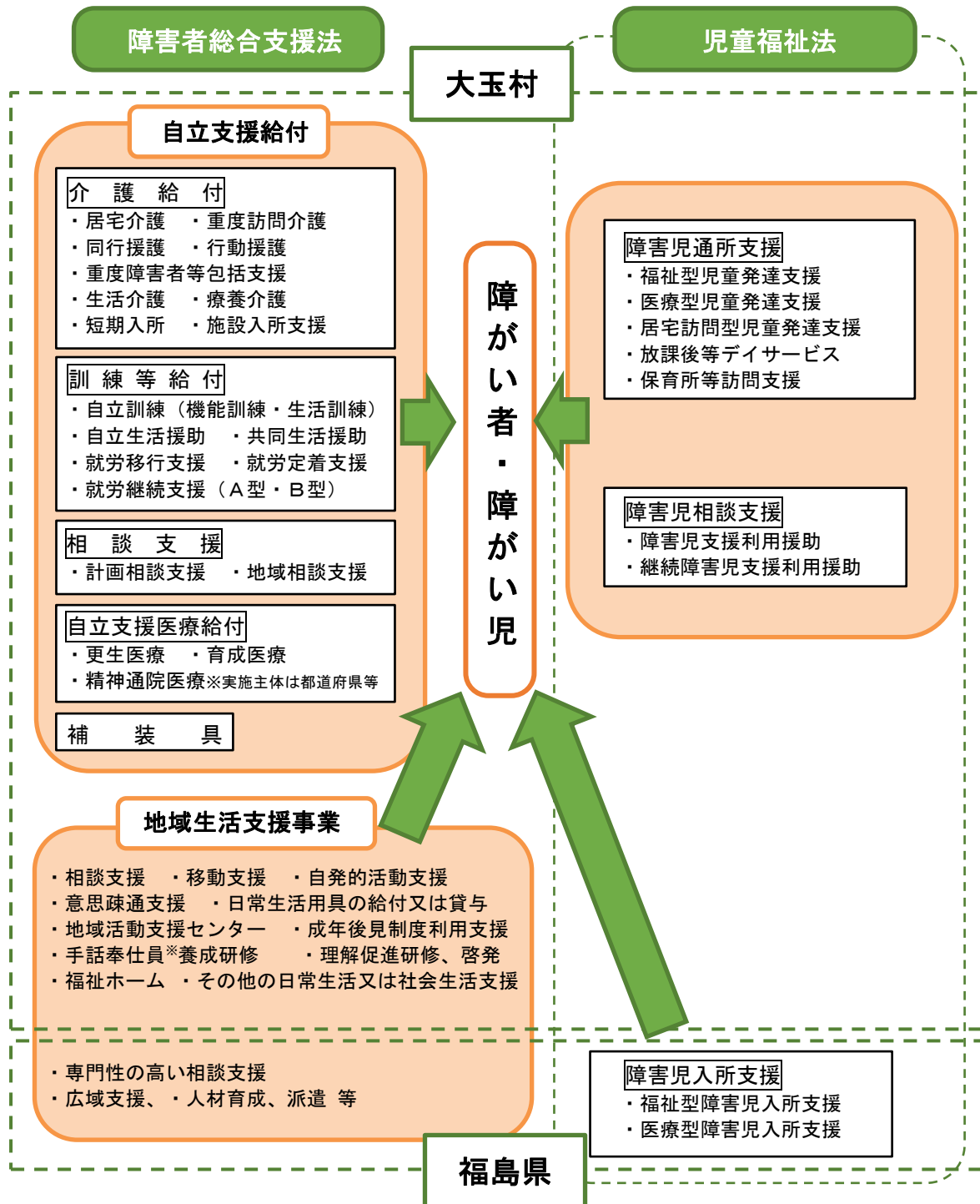
項目	第1期計画 実績値	第2期計画 目標値	備考
	令和元年度末時点	令和5年度末時点	
協議の場の整備数	1か所	1か所	協議の場の整備か所数
医療的ケア児等コーディネーター配置数	0人	1人	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

* 医療的ケア児：病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。

第6章 サービス量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービス量の見込みの全体像

障がい者・障がい児を対象とした福祉サービスの全体像



※ 手話奉仕員：手話を用いて、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。

第2節 障がい福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策

障がい福祉サービス体系

訪問系サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- 生活介護
- 療養介護
- 短期入所(ショートステイ)
- 自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)
- 就労定着支援

サービス 居住系

- 施設入所支援
- 共同生活援助(グループホーム)
- 自立生活援助

○相談支援

○自立支援医療

○補装具費の支給

市町村地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員・通訳者養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 任意事業

1 訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅での入浴介護や排せつ介護等の身体介護、調理や掃除などの家事援助、通院等の際に付き添う介助などを行います。

居宅介護の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用時間	時間/月	計画値	70	100	114	114
		実績	93	87	83	81
利用人数	人	計画値	7	7	8	8
		実績	6	5	4	4

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間	時間/月	見込量	76	76	76
利用人数	人		5	5	5

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

重度訪問介護の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用時間	時間/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間	時間/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

同行援護の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用時間	時間/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間	時間/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。

行動援護の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用時間	時間/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間	時間/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

重度障害者等包括支援の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用時間	時間/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間	時間/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

訪問系サービスの提供体制の確保策

① 事業所確保

訪問系サービス事業所については、障がいのある方が自立した生活を送るうえで重要な役割を担っている一方、サービス提供事業所が不足している状況にあります。利用者のニーズに的確に対応するべく、新規事業所の参入促進に努めます。

また、同行援護及び行動援護については、サービス提供事業所の不足等により十分なサービスが提供できていない状況にあります。そのため、移動支援（地域生活支援事業）との住み分けの明確化を図りながら、新規事業所の参入促進に努めます。

② 人材育成

利用者のニーズや障がいの特性などに応じた、適切なサービスを提供できる体制づくりを推進し、サービス提供事業所の人員の確保・育成を促進し、質の高いサービス提供の確保に努めます。

③ 支援体制強化

相談支援事業所や地域資源（民生児童委員等）の活用、保育所や教育機関等との連携（ケース検討等）により、さらなる制度周知とサービスを必要とする方への支援を進めます。

2 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護等の支援が必要な方に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

生活介護の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	480	540	560	580
		実績	514	515	561	565
利用人数	人	計画値	24	27	28	29
		実績	26	27	29	30

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	589	614	628
利用人数	人		31	33	34

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

② 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

療養介護の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	1	1	1

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	1	1	1

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

③ 短期入所

居宅においてその介護を行う方が疾病その他の理由により、障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする方に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を行います。

短期入所の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度
利用日数	日数/月	計画値	20
		実績	19
利用人数	人	計画値	4
		実績	3

第5期 見込みと実績			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用時間	日数/月	計画値 上段:医療型・下段:福祉型	0 15	0 15	0 15
		実績 上段:医療型・下段:福祉型	0 25	0 4	0 6
利用人数	人	計画値 上段:医療型・下段:福祉型	0 3	0 3	0 3
		実績 上段:医療型・下段:福祉型	0 2	0 2	0 3

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間	日数/月	見込量 上段:医療型・下段:福祉型	0 6	0 6	0 6
		見込量 上段:医療型・下段:福祉型	0 2	0 2	0 2

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

④ 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体的リハビリテーション等の必要な訓練を行います。

自立訓練(機能訓練)の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

⑤ 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力が向上するための訓練を行います。

自立訓練(生活訓練)の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	19	20
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	1	1

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	20	20	20
利用人数	人		1	1	1

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

⑥ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、就労及び就労後の職場定着のために必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。

就労移行支援の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	40	0	0	20
		実績	0	0	4	30
利用人数	人	計画値	2	0	0	1
		実績	0	0	1	2

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	20	20	20
利用人数	人		1	1	1

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

⑦ 就労継続支援(A型)

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方に対し、通所により雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援等を行います。

就労継続支援(A型)の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	20	40
		実績	7	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	1	2
		実績	1	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

⑧ 就労継続支援(B型)

就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労等への移行に向けて支援・指導を行います。

就労継続支援(B型)の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	627	630	648	666
		実績	456	452	457	425
利用人数	人	計画値	33	35	36	37
		実績	26	26	28	29

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	426	413	398
利用人数	人		30	32	33

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

⑨ 就労定着支援

就労移行支援事業などを経て民間企業へ就職した障がい者を対象として、就職後に生じる生活面の課題の支援を行います。

就労定着支援の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

日中活動系サービスの提供体制の確保策

① 体制整備

障がいのある方が安心して地域で自立した生活を送るためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供が重要であることから、本人の意向を反映したサービス提供ができるよう事業所や人材の確保等、体制整備に努めます。

② 医療体制整備・連携強化

医療的ケアを必要とする方のサービス利用については、サービス利用者のニーズを考慮し、各サービス提供事業所及び医療機関との連携が重要なため、ネットワークの構築などを図ることにより連携強化に努めます。

③ 就労支援

企業や県、近隣市、ハローワーク等との連携を図るとともに、安定的な利用者の就労の場が確保されるよう、行政のみならず、各関係団体における雇用の新規開拓に努めます。

障がいのある方の就労に対する意識を地域の住民に周知し、障がいのある方が就労し賃金を得るという社会参画・貢献を実感するために、官公需の促進についても検討していきます。

特に、障がいのある方の雇用については、身体障がい者は比較的多いものの、精神障がい者や知的障がい者の雇用水準は低い状況にあるため、行政機関も含めてモデルケースを構築するなどの方針を、安達地域の市村と連携しながら検討していきます。

また、ニーズの高い就労継続支援B型については、事業の拡大など事業所の取り組みを支援していきます。

3 居住系サービス

① 施設入所支援

障がい者支援施設に入所する障がい者に、夜間や休日における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供します。

施設入所支援の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	8	8	8	8
		実績	8	8	9	9

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	10	10	10

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

② 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同の生活を営む上で支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。

共同生活援助の事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	5	5	5	5
		実績	4	5	6	5

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	6	6	6

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

③ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で、一人暮らしへの移行を希望する方へ、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

自立生活援助の見込量

第5期 見込みと実績			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

4 相談支援サービス

① 計画相談支援

相談支援専門員が、総合的な援助方針や課題の解決も踏まえ、適切なサービス利用と計画的支援を提供するために「サービス等利用計画」を作成します。

また、一定期間ごとにサービス利用状況の確認や調整を踏まえた計画の見直し（モニタリング）を行います。

計画相談支援の事業実績及び見込量（月間量）

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	5	14	15	16
		実績	11	13	15	17

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	18	19	20

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

計画相談支援の事業実績及び見込量（年間量）

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	60	168	180	192
		実績	132	156	180	204

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	216	228	240

※見込量は、実績から算定した各年度分。

② 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、地域移行に向けた支援として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。

地域移行支援の事業実績及び見込量(月間量)

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	1	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

地域移行支援の事業実績及び見込量(年間量)

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	12	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

③ 地域定着支援

障がい者支援施設や精神科病院からの退所・退院した方や地域での生活が不安定な障がい者に、常時の連絡体制を確保して、緊急時の必要な支援や、地域生活を継続していくための支援を行います。

地域定着支援の事業実績及び見込量(月間量)

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	1	1	2	2
		実績	1	2	2	2

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	2	2	3

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

地域定着支援の事業実績及び見込量(年間量)

第5期 見込みと実績			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	12	12	24	24
		実績	12	24	24	24

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	24	24	36

※見込量は、実績から算定した各年度分。

居住系サービス・相談支援サービスの提供体制の確保策

① 体制整備

共同生活援助（グループホーム）については、地域の中で障がいのある方が必要な支援を受けながら暮らす生活の場としてニーズが高く、今後、さらに必要性が高まると考えられるため、事業拡大など事業所の取り組みを支援します。

② 地域理解

障がいのある方が地域の中で、一人ひとりの個性を尊重しながら生活していく上では、障がいに対する理解を促進していくことが不可欠です。あらゆる広報媒体等を活用し、障がいに対する情報の提供、理解を周知するなど、普及啓発を促進します。

③ 相談支援

障がいのある方のニーズに対応したサービス等利用計画の作成のため、対象者の把握を行うとともに、関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成と確保に努め、専門的な相談体制の確保を図ります。

第3節 地域生活支援事業

1 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	無	有	有	有
	実績	無	有	有	有

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	有	有	有

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

障がいのある方への差別解消の啓発も含めて、検討を行いながら、事業を実施していきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	計画値	無	有	有	有
	実績	無	有	有	有

※令和2年度実績は 12 月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	見込量	有	有	有

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

障がいのある方等に対するボランティアへの支援など、検討を行いながら、地域の実態に応じた必要な事業を実施していきます。

③ 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う方に対し、福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）、社会資源[※]を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介、権利の擁護のために必要な援助を行います。

また、障害者相談支援事業を円滑に実施するため特に必要と認められる専門的職員を配置し、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応や地域自立支援協議会を構成する相談支援事業所等に対する専門的な指導、助言等を行います。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業(箇所)	計画値	2	2	2	2
	実績	2	2	2	3
基幹相談支援センター [※] 等 機能強化事業(箇所)	計画値	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (箇所)	計画値	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業(箇所)	見込量	3	3	3
基幹相談支援センター [※] 等 機能強化事業(箇所)	見込量	1	1	1
住宅入居等支援事業 (箇所)	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

地域の相談支援の拠点として「福島県あだち地域相談センターあだたら」、
「ここここふれあいセンター」等への相談業務を委託することで、関係機関とのさらなる連携を強化するとともに、相談支援専門員の資質向上及び人材育成を図ります。また、安達地域で連携しながら相談機能強化を図るため、相談支援事業所の増加や専門職種の増員を目指します。

※ 社会資源：社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等を指す。

※ 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者であって、成年後見制度の利用が有効と認められる方に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業(人)	計画値	1	1	1	1
	実績	0	0	1	1

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業(人)	見込量	1	1	1

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

障がい者の保護者等の高齢化により、障がい者への支援不足が懸念される場合や、障がいのある方の判断能力が不十分である場合については、将来の生活やサービス利用の契約等適切な支援が得られるよう、成年後見制度の周知や利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業(箇所)	計画値	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業(箇所)	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

社会福祉法人等の実施主体となる法人への支援など、必要な事業の実施に向けた検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳や要約筆記者[※]等の方法により障がいのある方とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者[※]や要約筆記者等を補助事業により派遣するなど支援します。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(件)	計画値	15	30	30	30
	実績	39	35	155	100
手話通訳者設置事業(人)	計画値	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0

※一般社団法人福島県聴覚障害者協会に業務を委託し、事業を実施しています。

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(件)	見込量	110	110	110
手話通訳者設置事業(人)	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

聴覚及び音声・言語機能障がい者の外出や社会参加を支援するため、地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、ボランティアや手話サークル等との連携を図ります。また、意思疎通に支援を必要とする方が適切にサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。

※ 要約筆記者： 難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

※ 手話通訳者： 話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

<日常生活用具給付費支給事業の内容>

事業区分	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
住宅改修費	移動を円滑にする用具等の設置に小規模な住宅改修を伴うもの

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具(件)	計画値	1	1	1	1
	実績	1	0	3	1
自立生活支援用具(件)	計画値	1	1	1	1
	実績	0	1	0	2
在宅療養等支援用具(件)	計画値	2	1	1	1
	実績	1	1	3	1
情報・意思疎通支援用具(件)	計画値	2	2	2	2
	実績	1	1	2	1
排泄管理支援用具(件)	計画値	70	120	120	120
	実績	119	108	70	92
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件)	計画値	1	1	1	1
	実績	0	0	2	2

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具(件)	見込量	1	1	1
自立生活支援用具(件)	見込量	1	1	1
在宅療養等支援用具(件)	見込量	1	1	1
情報・意思疎通支援用具(件)	見込量	1	1	1
排泄管理支援用具(件)	見込量	95	92	92
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(件)	見込量	1	1	1

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある方との交流活動の促進のため、手話奉仕員の養成研修を検討します。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業(人)	計画値	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業(人)	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

あだち地方自立支援協議会が主催する手話講習会、研修会を通じて人材の育成に取り組むとともに、安達地域の市村で連携し、事業を検討します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や障がいのある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加のための支援を行います。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業(人)	計画値	8	10	10	10
	実績	9	9	8	9
移動支援事業(時間)	計画値	720	650	650	650
	実績	484	346	343	345

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業(人)	見込量	9	10	10
移動支援事業(時間)	見込量	344	345	345

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

障がいのある方の社会参加や余暇活動を促すためには、移動時の支援が不可欠です。障がいのある方が地域で生活をしていく上で、今後さらにニーズが高まると想定されるため、現在のサービス提供基盤を維持しながら、新たなサービス提供事業所の参入に努めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター(人)	計画値	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0
地域活動支援センター(時間)	計画値	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター(人)	見込量	0	0	0
地域活動支援センター(時間)	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

安達地域の市村と連携しながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

2 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者に対して訪問入浴車を派遣し、適切な入浴の介助を行うことにより身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業(人)	計画値	1	0	0	0
	実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業(人)	見込量	0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

現行体制を維持しつつ、事業者と連携をとりながら適切なサービスを提供します。

② 日中一時支援事業

障がい者等に日中における活動の場を提供するとともに、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業(人)	計画値	15	15	15	15
	実績	16	17	18	19

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業(人)	見込量	20	21	22

※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

障がいのある児童に対する放課後対策を考えた場合、放課後過ごす場の一つとして日中一時支援事業について充実させる必要があります。日中活動系サービス提供事業者及び新たな事業者の参入の促進により、見込量の確保に努めます。

③ 自動車改造助成事業

自動車を改造することで、障がい者等が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう自動車改造に係る費用の一部を助成する事業を行います。

事業実績及び見込量

第5期 見込みと実績		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自動車改造助成事業(人)	計画値	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第6期 計画値		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成事業(人)	見込量	0	0	0

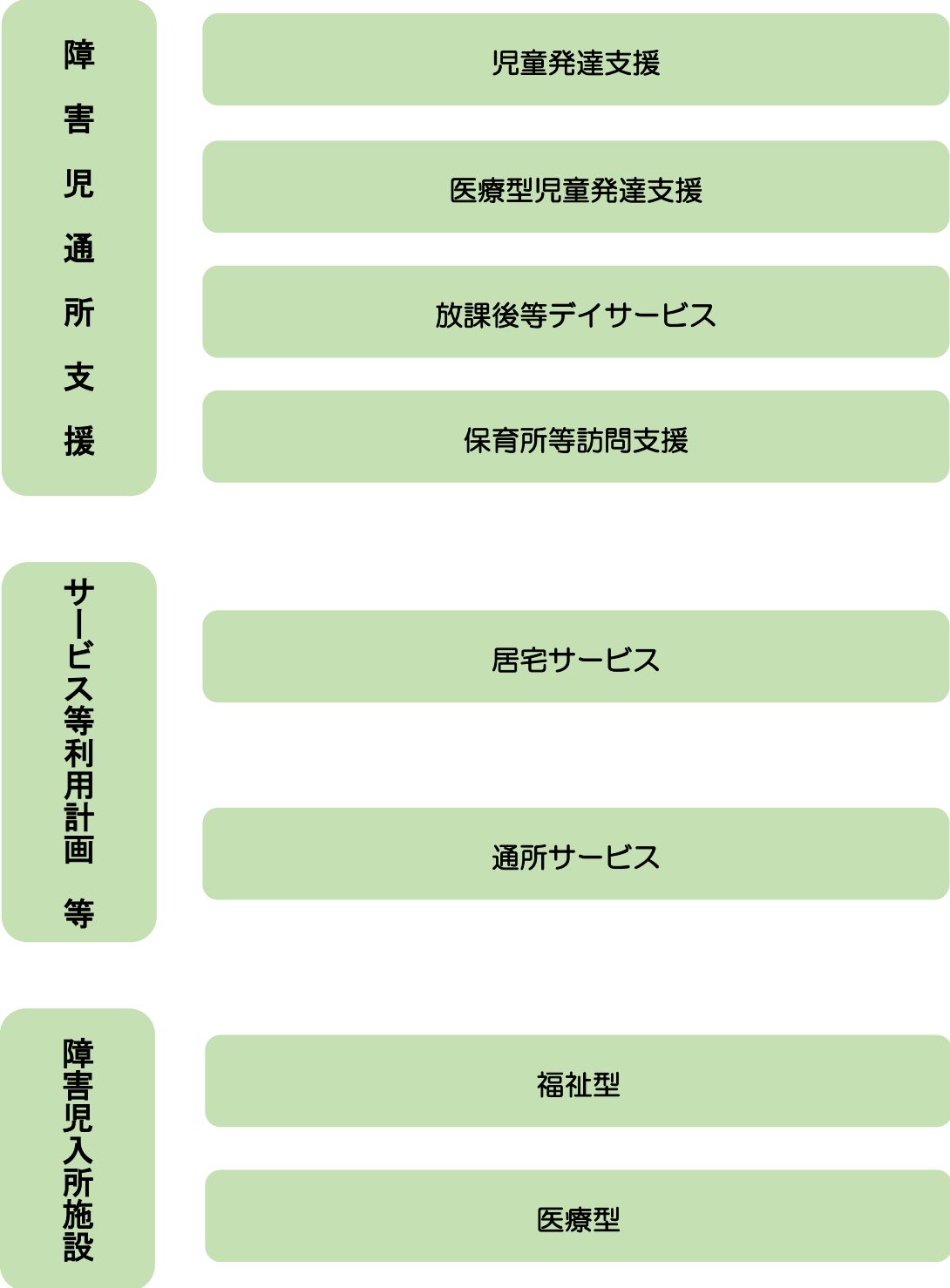
※見込量は、実績から算定した各年度分。

確保のための方策

現行体制を維持しつつ、事業者と連携をとりながら適切なサービスを提供します。

第4節 障がい児福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策

障がい児福祉サービス体系



1 児童発達支援

障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

児童発達支援の事業実績及び見込量

第1期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	42	52	52	52
		実績	39	29	6	45
利用人数	人	計画値	3	4	4	4
		実績	4	5	1	6

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	37	37	37
利用人数	人		6	6	6

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

2 医療型児童発達支援

障がいのある児童を指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療の支援を行います。

医療型児童発達支援の事業実績及び見込量

第1期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

3 放課後等デイサービス

学校に通学している障がいのある児童について、授業の終了後又は長期休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進の支援を行います。

放課後等デイサービスの事業実績及び見込量

第1期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	126	154	168	182
		実績	112	188	202	190
利用人数	人	計画値	9	11	12	13
		実績	11	18	21	20

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	235	236	253
利用人数	人		25	26	28

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

4 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童について、当該施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を検討します。

保育所等訪問支援の事業実績及び見込量

第1期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	1	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	1	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

5 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援の見込量

第1期 見込みと実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

6 障害児相談支援

1～4のサービスを利用する児童に対し、相談支援専門員が、総合的な援助方針や課題の解決も踏まえ、適切なサービス利用と計画的支援を提供するために「サービス等利用計画」を作成します。

また、一定期間ごとにサービス利用状況の確認や調整を踏まえた計画の見直し（モニタリング）を行います。

障害児相談支援の事業実績及び見込量

第1期 見込みと実績			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数	人	計画値	12	17	18	19
		実績	16	18	19	21

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	人	見込量	23	25	27

※見込量は、実績から算定した各年度分。

7 障害児入所施設

障がいのある児童が障害児支援施設に入所し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能などの訓練を受けるもので、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。

障害児入所施設の事業実績及び見込量

第1期 見込みと実績(福祉型)			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第1期 見込みと実績(医療型)			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0

第2期 計画値(福祉型)			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度分。

第2期 計画値(医療型)			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

8 その他

① 医療的ケア児調整コーディネーターの配置

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの養成・配置を行います。

医療的ケア児調整コーディネーター配置人数見込量

第1期 見込みと実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置人数	人	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	見込み量	0	0	1

※見込量は、実績から算定した各年度分。

② 保育所の利用を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、主に村内の保育所を利用する障がい児数を見込みます。

保育所の利用を必要とする障がい児数見込量

第1期 見込みと実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	20	20	20
		実績	0	0	20
利用人数	人	計画値	1	1	1
		実績	0	0	1

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	20	20	20
利用人数	人		1	1	1

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

③ 認定こども園の利用を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、認定こども園を利用する障がい児数を見込みます。

認定こども園を必要とする障がい児数見込量

第1期 見込みと実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

④ 放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、放課後児童クラブを利用する障がい児数を見込みます。

放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数見込量

第1期 見込みと実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	20	20	20
		実績	0	0	20
利用人数	人	計画値	1	1	1
		実績	0	0	1

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第2期 計画値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	20	20	20
利用人数	人		1	1	1

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

⑤ 短期入所(医療型・福祉型)※児童のみ

障がいのある児童の介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護できない場合に障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間入所するサービスです。障害者支援施設に短期入所する福祉型と、重度心身障がい児など医療ケアが必要な場合は医療機関等に短期入所する医療型があります。

短期入所※児童のみ数及び見込量

第1期 見込みと実績(医療型)			平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は12月までの実績から推計した見込値。

第1期 見込みと実績(福祉型)			平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用日数	日数/月	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0
利用人数	人	計画値	0	0	0
		実績	0	0	0

第2期 計画値(医療型)			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

※見込量は、実績から算定した各年度1か月分。

第2期 計画値(福祉型)			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	日数/月	見込量	0	0	0
利用人数	人		0	0	0

障がい児福祉サービスの提供体制の確保策

① 体制整備

障がいのある児童の日中・放課後等の生活の場としてニーズの高い、「放課後等デイサービス」を、サービス提供事業所と連携しながら展開していきます。また、障がいのある児童については、ライフステージ毎にニーズ意向の把握やニーズに応じたサービス提供ができるよう体制整備に努めます。

② 地域理解

障がいのある児童が地域の中で、その個性を尊重しながら生活していく上では、障がいに対する理解を深めていくことが不可欠です。あらゆる広報媒体等を活用し、障がいに対する情報の提供、理解を周知するなど、普及啓発を促進します。

③ 相談支援

障がいのある児童のニーズに対応したサービス等利用計画の作成のため、対象者の把握を行うとともに、関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保に対して働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

また、医師の診断までに時間がかかる場合でも、その児童の発達や障がいの特性に応じた専門的な療育の場や相談窓口のさらなる充実に努めます。

第7章 円滑な推進に向けた方策

第1節 障がい者(児)計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

障がいのある方が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、村民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。よって、関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を効果的・効率的に推進していきます。また、障がい者福祉施策に関する法律や制度の見直しなど、国や県レベルの課題については、近隣市との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障がい福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県に引き続き要望します。

2 目標達成に向けての体制づくり

地域生活への移行や民間就労など、設定された目標を実現していくためには、地域全体で障がいのある方を支える仕組みづくりとして、関連機関の人的ネットワークを構築していくことが必要となります。また、地域社会における障がいや障がい者(児)に対する理解の促進に向けて、地域住民や企業などに対する広報・啓発活動を進めます。

3 計画の点検・評価

障がいのある方の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメント[※]の推進が欠かせません。そのためには、村、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者により、支援ネットワークを構築していくことが重要です。

事業の実施状況の確認等にあたっては、指定相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、学校、企業等の関係機関、障がい者団体等で構成される「あだち地方地域自立支援協議会」と連携し、ネットワークの中核的な機関を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていくとともに、相談支援、就労支援、地域生活支援事業などの方策の検討と、地域の実情及び課題等の把握に努めます。

[※] ケアマネジメント：障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント(事前評価)、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。

第2節 障がい者(児)福祉計画の連携について

1 関係機関・関係団体との連携

保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境などの様々な関連分野を横断しており、連携・協力を図りながら進めていくことが重要です。障がいのある方の地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関・雇用・就労機関等の相互協力のもと推進します。また、障がいのある方についての理解を啓発し、地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体をはじめ、地域団体やボランティア・NPO等関係団体などとの一層の連携強化を図ります。

2 国・県・近隣市との連携

計画を推進するにあたっては、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。また、近隣市との連携や情報交換を行い、サービスの確保に努めます。

3 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある方の生活支援ニーズとサービス提供を適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、村、相談支援事業所、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本村では「あだち地方地域自立支援協議会」を中心に、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行います。

資料編

あだち地方地域自立支援協議会とは・・・

安達管内2市1村の障がいのある方等の福祉・医療・教育・雇用関連の従事者、関係機関・団体、障がいのある方本人・家族等により構成され、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方等への支援体制に関する課題等について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。



【協議会の組織】（令和2年度現在）

○ 協議会

委員28名で組織しており、年3回協議会を開催。

○ 連絡会

協議会の協議、対応等を詳細かつ円滑に行うため、障がい者の関係機関、施設、団体等に所属する職員により4つの部会を組織し、それぞれ会議を開催。

①子ども支援部会・・・乳幼児等の障がいの早期発見、障がい福祉サービスの必要の有無に関する情報収集、意見調整、解決案の提起

②教育支援部会・・・障がいのある児童に対する教育、訓練等に係る情報収集、意見調整、解決案の提起

③就労支援部会・・・就学を終える者又は終えた者に対する就労に係る情報収集、意見調整、解決案の提起

④生活支援部会・・・障がいのある方等の生活支援に関する情報収集、意見調整、解決案の提起協議会で開催している事業

○ すくすく広場

心身に障がいの心配のある幼児と保護者を対象に、遊びを通して障がいの状況及び療育の状況を把握する。保護者間の交流や相談、専門機関の紹介を行う。

○ 情報交換会

障がいのある児童・生徒の保護者及び就学前の幼児を養育する保護者を対象に、子育てについて不安なことや困っていることについて情報交換を行う。

○ そだちのきろく（個別支援ファイル）の配布

障がいのある子どもの支援に関する情報共有を図るため、出生時からの生活状況を記録するもの。

○ 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の社会参加促進を図るため、手話奉仕員の養成を行う。

策定経過

年 月 日	内 容 等
令和2年7月22日 ～8月5日	障がい福祉計画等策定のためのアンケート調査の実施
令和3年1月4日	大玉村役場定例庁議へ計画（案）提案
令和3年1月21日	議会全員協議会へ計画（案）提案
令和3年1月22日	あだち地方地域自立支援協議会へ計画（案）提案
令和3年1月19日 ～2月12日	パブリックコメントの実施
令和3年3月10日	大玉村役場定例庁議メンバーへ計画（最終案）提案

第3次大玉村障がい者基本計画
第6期大玉村障がい福祉計画
第2期大玉村障がい児福祉計画

発行日 令和3年3月
編集 大玉村住民福祉部健康福祉課
発行者 大玉村
〒969-1392
福島県安達郡大玉村玉井字星内 70 番地
電話 0243-24-8115